

# 神奈川県スポーツ推進計画

「エンジョイ・スポーツ！ かながわプラン」

平成29年3月

この計画では、「スポーツ」を次の意味で使用しています。

### **スポーツ**

心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等のために個人又は集団で行われる運動競技、その他の身体活動のこと。

ルールや決まりに基づいて活動する陸上競技や球技、武道などだけではなく、体操、ダンス、レクリエーションとして行われる身体活動や、ウォーキングなどの軽度の運動も含むものとしています。

ただし、具体的な施策の記述に当たっては、例えば、幼児期における外遊び・運動や、円熟期における運動習慣の確立などでは、よりイメージしやすいよう、「遊び」や「運動」といった言葉も用いています。

# 目次

## I 計画策定の考え方

1	スポーツの意義と効果	1
2	計画策定の趣旨	3
3	計画の位置付け	4
4	計画の目標年度	4

## II スポーツを取り巻く現状と課題

1	社会の動向	5
2	本県におけるスポーツの状況	9

## III スポーツ推進の展望

1	基本目標	18
2	施策の基本的な方向	19
3	数値目標	20

## IV スポーツ推進の施策展開

1	スポーツ推進の施策・事業体系	21
2	スポーツ推進に向けた施策・事業	24
視点1	誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動の推進	24
①	楽しみながら行うスポーツへのきっかけづくり（主に乳幼児期）	25
②	スポーツに親しむ意欲や態度の育成（主に児童・青年期）	27
③	スポーツを行う習慣の確立（主に成人期）	30
④	スポーツを通じた健康・生きがいつくり（主に円熟期）	32
視点2	スポーツ活動を拓げる環境づくりの推進	34
⑤	スポーツ活動の環境整備	35
⑥	障がい者スポーツの推進	39
⑦	アスリートの育成	41
視点3	オリンピック・パラリンピックなどを盛り上げていく取組み	43
⑧	大会成功に向けた開催準備	44
⑨	大会を契機としたスポーツの普及推進	46
3	施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項	48

## V 資料

# I 計画策定の考え方

## 1 スポーツの意義と効果

スポーツは、「世界共通の人類の文化」であり、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利です。

また、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造など、生活において多面にわたる役割を果たすものとされています。

スポーツがもたらす効果として、（１）身体的・精神的な効果、（２）教育的な効果、（３）社会的・経済的な効果と大きく３つ挙げることができます。

### （１）身体的・精神的な効果

スポーツは、体力の向上や、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防等、健康及び体力の保持増進はもちろん、爽快感や達成感、他者との連帯感等、精神的な充足感や楽しさ、喜びをもたらします。

人生100歳時代を迎える中で、スポーツは、未病の改善や、健康寿命の延伸など、心身の健康の保持増進に重要な役割を果たしており、いのち輝く活力に満ちた健康長寿社会の実現に不可欠です。

### （２）教育的な効果

スポーツは、体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものです。

国際オリンピック委員会（ＩＯＣ）も、オリンピック精神の教育的価値として、努力から得られる喜び、フェアプレー、他者への敬意、向上心、体と頭と心のバランスを掲げており、スポーツが教育の一環として重要な役割を担うとしています。いじめや暴力行為、不登校など、子どもたちを取り巻く様々な課題がある中で、スポーツの持つ教育的な効果により、こうした課題が改善されていくことも期待されています。

### （３）社会的・経済的な効果

スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものです。

また、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もがスポーツを通じて相互の交流やコミュニケーションを深めていくことで、スポーツは県民の誰もがともに生きる社会の実現にもつながります。

さらに、スポーツは、我が国の社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものです。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機として、スポーツ参画人口の増加等に伴うマーケットの拡大などスポーツ産業の発展が期待されています。

そして、生活の利便性の向上などにより身体活動の機会が減少し、様々な健康問題が生じている中で、スポーツを行うことは、健康・体力づくりの推進につながり、医療・介護費抑制などの効果も大いに期待できます。

このような県民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性を考慮し、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

### 「人生100歳時代の設計図」

健康寿命が伸びる中で、100歳以上の人口が今後も増加すると見込まれており、県民一人ひとりが100歳を一つのゴールとして、そこから逆算して人生の設計図を描いていくことが重要です。そこで、本県では「人生100歳時代」に向けて、一人ひとりが輝き続けるために、スポーツを通じた健康増進や、社会参加ができるよう取り組んでいきます。

### 「未病を改善する」取り組み

人の心身の状態は、ここまでは健康、ここからは病気と明確に分けられるわけではなく、健康と病気の間で連続的に変化しており、その状態を「未病」といいます。「未病を改善する」とは、特定の疾患の予防にとどまらず、普段の生活において「心身の状態をより健康な状態に近づける」ことです。

そこで、本県では、健康寿命を伸ばし、高齢になっても誰もが生き生きと健康に暮らし、長生きできる社会を実現することを目指し、「未病を改善する」取り組みを進めています。「未病の改善」については、本県ならではの取り組みでもあり、スポーツを通じた健康増進や健康寿命の延伸を進めていく上からも重要です。

### ともに生きる社会 かながわ憲章 (P54)

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

## スポーツがもたらす効果の一例



## 2 計画策定の趣旨

本県では、2004（平成16）年に神奈川県スポーツ振興指針「アクティブかながわ・スポーツビジョン」を策定し、県庁内の各部局や、県内における様々な関係機関等の連携体制を強化し、スポーツの振興を図ってきました。

2007（平成19）年度の第3章一部改訂に続き、2011（平成23）年度には全面的な改定を行い、2015（平成27）年度を目標年度として、基本理念「スポーツのあるまち・くらしづくり」を継続して推進するとともに、県民の皆様にはスポーツを通じて、健康で明るく豊かな生活を営んでいただくことを目指してきました。

この間、国では2011（平成23）年8月に「スポーツ基本法」が施行され、2012（平成24）年3月には今後の国のスポーツ政策の具体的な方向性を示すものとして「スポーツ基本計画」が策定されました。

さらに、2015（平成27）年10月には、スポーツ庁が設立され、複数の省庁にまたがるスポーツ関連の行政機構を一本化し、スポーツ行政を総合的に推進することとしています。

そして、2016（平成28）年度が「スポーツ基本計画」における、「概ね5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」の目標年度となっていることから、2017（平成29）年3月、「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。

本県においても、2016（平成28）年4月から、教育委員会所管のスポーツ行政（学校体育関係を除く）のほか、高齢者スポーツや障がい者スポーツ、ラグビーワールドカップ™、オリンピック・パラリンピックなどのスポーツ関連施策を集約して、スポーツ行政をより効果的・一体的に推進するため、新たにスポーツ局を設置しました。

また、2019（平成31）年にはラグビーワールドカップ2019™の決勝戦、2020（平成32）年には東京2020オリンピック競技大会のセーリング競技、2021（平成33）年には全国健康福祉祭（ねんりんピック）などの本県開催が決まり、スポーツへの関心が年々高まりを見せており、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、県民のスポーツに対する機運を一過性のものとせず、県全体で確実にスポーツの推進を図り、誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる地域社会を実現していくため、「神奈川県スポーツ推進条例」に基づき、県民をはじめ、市町村やスポーツ関係団体<sup>1</sup>などと連携・協働し、スポーツを推進するよう、県が総合的かつ計画的に取り組む施策を示した「神奈川県スポーツ推進計画」（以下「計画」という。）を策定することとしました。

### 神奈川県スポーツ推進条例（抜粋）（P50）

（推進計画）

第5条 知事は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本県の実情及び特色を踏まえたスポーツの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

### スポーツ基本法（抜粋）

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

### <sup>1</sup>スポーツ関係団体

公益財団法人神奈川県体育協会や、特定非営利活動法人神奈川県レクリエーション協会、神奈川県スポーツ推進委員連合会及びこれらの構成団体など、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体だけでなく、公益財団法人神奈川県身体障害者連合会、それぞれの地域の自治会、子ども会、PTAなど、スポーツに関係する団体を広く指しています。

### 3 計画の位置付け

---

この計画は神奈川県スポーツ推進条例に定める「推進計画」に位置付け、これからの県としてのスポーツ推進の目指す姿や、2025（平成37）年度を目標年度とした取組みを示したものであり、県の総合計画であるかながわランドデザインに示している目標や具体的な取組み等を補完する個別計画です。

また、スポーツ基本法に定める「地方スポーツ推進計画」にも位置付け、国のスポーツ基本計画等を参酌するとともに、神奈川県スポーツ推進審議会をはじめ、市町村、スポーツ関係団体、県民の皆様などから幅広く御意見を頂き、策定しました。

### 4 計画の目標年度

---

<b>全体</b>	<b>2025（平成37）年度</b>
<b>当面取り組む施策</b>	<b>2020（平成32）年度</b>

計画全体の目標年度については、かながわランドデザインの基本構想に合わせ、2025（平成37）年度としました。また、「当面取り組む施策」の目標年度については、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や、「ラグビーワールドカップ2019™及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会推進かながわアクションプログラム」に合わせ、2020（平成32）年度としています。

#### かながわランドデザイン

基本構想	2011（平成23）年度策定	目標年次：2025（平成37）年
第2期実施計画	2015（平成27）年度策定	計画期間：2015（平成27）～2018（平成30）年度

#### 神奈川県スポーツ推進審議会

スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項につき知事又は神奈川県教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するための機関です。

#### ラグビーワールドカップ2019™及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会推進かながわアクションプログラム

かながわランドデザイン及び行政分野ごとに策定した個別計画に位置付けた施策・事業のうち、両大会に向けて実施又は拡充・強化を図る施策・事業及び新たに実施を検討する施策・事業を体系化したものです。

## Ⅱ スポーツを取り巻く現状と課題

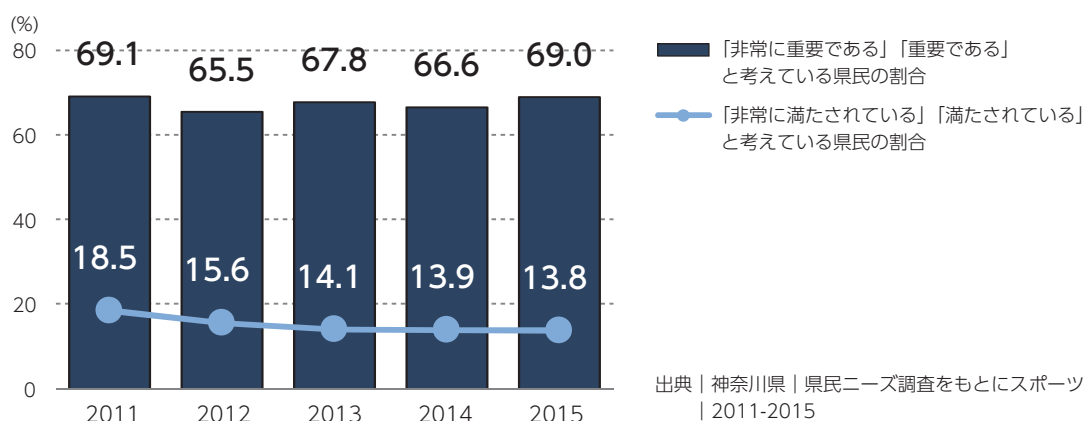
### 1 社会の動向

#### (1) ゆとりと豊かさを求める県民と生活の状況

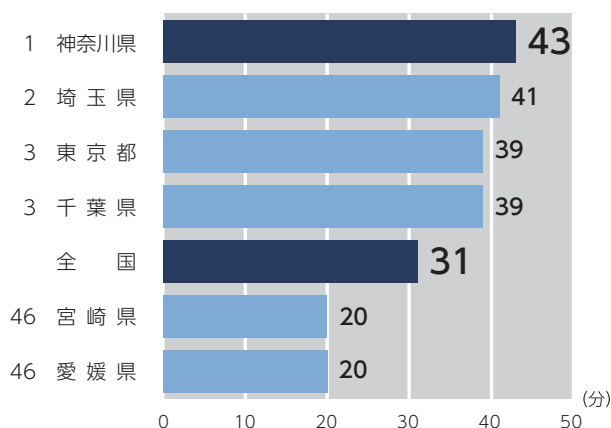
##### 現 状

- 県の「県民ニーズ調査」によると、ゆとりある生活が重要であると考える県民は毎年6割以上いる一方で、実際の満足度は低い状況にあります。
- 総務省の「社会生活基本調査」によると、神奈川県民は全国の中で最も通勤時間の平均が長く、睡眠時間の平均が短いという結果が出ています。

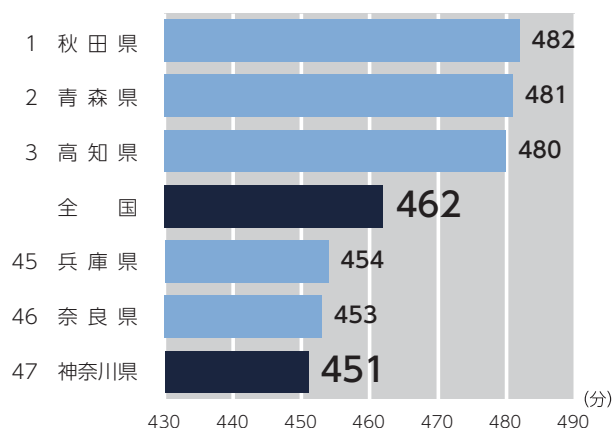
(図表1) 自由な時間や休日が多く、ゆとりある生活ができること



(図表2) 通勤時間の平均



(図表3) 睡眠時間の平均



出典 | 総務省 | 社会生活基本調査 | 2011

##### 課 題

- スポーツは、心の豊かさや充実感をもたらしてくれるものの一つとして重要な役割を担っており、スポーツをする機会の提供や環境の整備により、スポーツを推進し、生活の満足度を高めることが重要です。

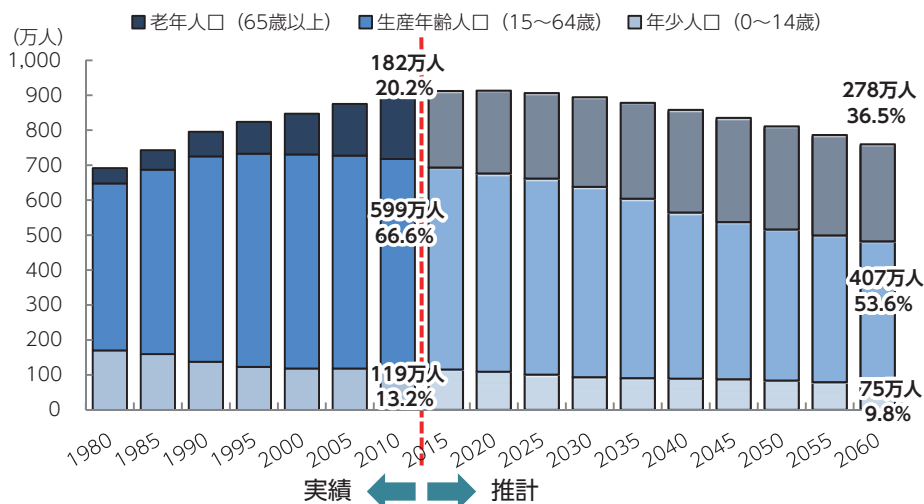


## (2) 少子化の進行と超高齢社会<sup>2</sup>への突入

### 現 状

- 本県の年齢別人口について今後の推計では、年少人口の割合が低下し続けるとともに、高齢化率（65歳以上人口の占める割合）は2015（平成27）年10月に23.9%となり、今後も上昇することが見込まれています。
- 県内世帯数の推計によると、単独世帯が増加しており、特に一人暮らしの高齢者の世帯が大幅に増加していくと見込まれています。

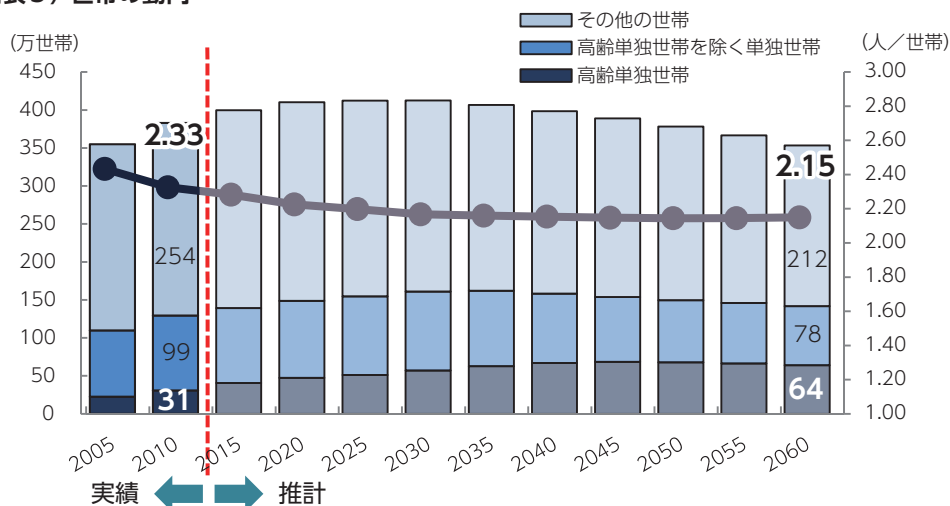
(図表4) 年齢3区分別の人口推計



※ 2010年までの実績値は国勢調査結果  
 ※ 年齢3区分別の割合は、年齢不詳を除いて算出している

出典 | 神奈川県 | かながわブランドデザイン 第2期実施計画  
 (平成27年7月策定)

(図表5) 世帯の動向



※ 2010年までの実績値は国勢調査結果

出典 | 神奈川県 | かながわブランドデザイン 第2期実施計画  
 (平成27年7月策定)

### 課 題

- スポーツを通じて心身ともにたくましい子どもの育成や高齢者の健康の保持増進により、健康寿命が平均寿命に限りなく近づくような社会を築くことが重要です。
- 一人暮らしの高齢者の世帯が増加することによって、人間関係の希薄化が懸念されるため、スポーツを通じて社会とのつながりを深め、「社会の絆」の重要性を見直す必要があります。

## <sup>2</sup> 超高齢社会

世界保健機関（WHO）の分類で、全人口に占める65歳以上の老年人口の割合（高齢化率）が21%以上の状態の社会のことです。

### (3) 生活習慣病の増加

#### 現 状

- 厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、県内の生活習慣病有病者率は1992（平成4）年から2013（平成25）年の間に2倍強に上昇しています。

(図表6) 県内生活習慣病有病者率



出典 | 厚生労働省 | 国民生活基礎調査をもとにスポーツ課作成 | 1992 - 2013

#### 課 題

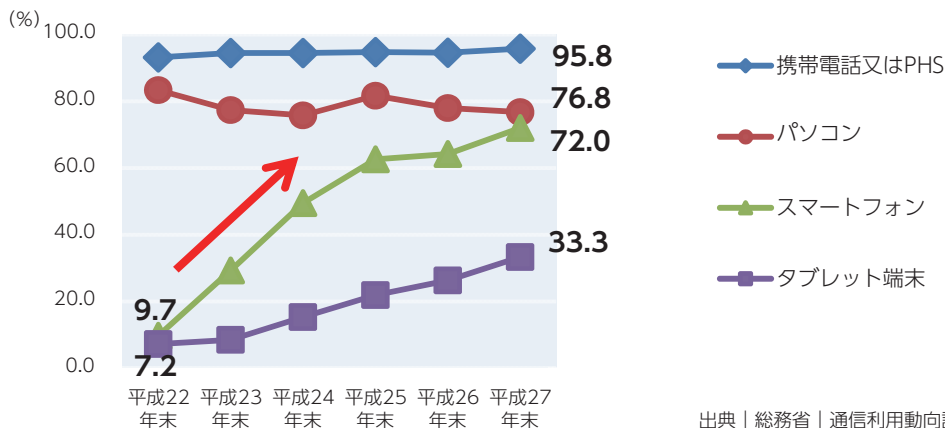
- 子どもから高齢者までスポーツの習慣化を促し、生活習慣の改善を図ることによって、未病を改善し、健康で活力のある社会を築くことが重要です。

### (4) 情報化の進展とネットワーク形成による活動支援

#### 現 状

- 総務省の「通信利用動向調査」によると、情報通信機器の普及により、全国のインターネット利用者の人口普及率は2015（平成27）年には83.0%となり、ICTは生活に欠かせないインフラとして定着しています。
- インターネット依存など新たな課題とインターネットリテラシーの重要性に注目が集まるとともに、あらゆる時間・場所でネットワークにつながることのできる社会になっています。

(図表7) 主な情報通信機器の世帯保有状況



出典 | 総務省 | 通信利用動向調査 | 2010 - 2015

#### 課 題

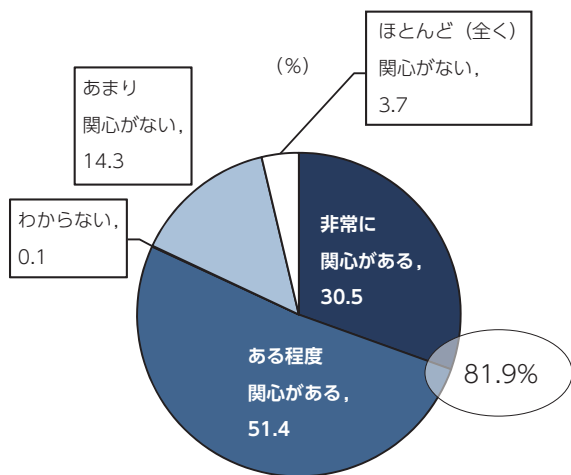
- 情報化社会が進展する中で、スポーツ情報をよりの確に効率良く提供するための情報ネットワークの拡大及びSNSなど多様な情報メディアへの対応が重要です。
- 携帯電話やパソコンに没頭するインターネット依存の中・高校生が増加し、依存が強いほど睡眠時間が短くなり、健康や暮らしに影響が出ると言われており、対策が必要です。

## (5) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への関心

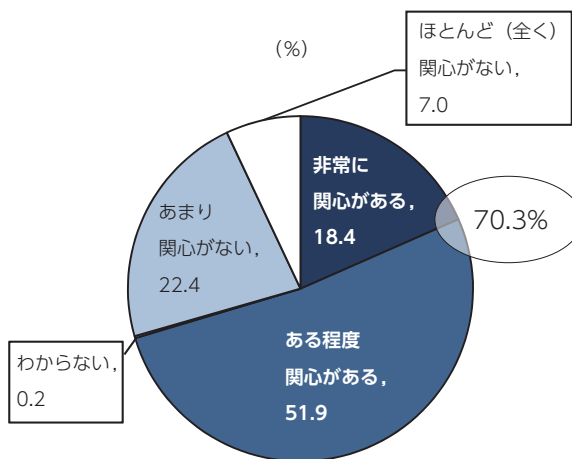
### 現状

- 内閣府の「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」によると、東京2020オリンピック競技大会に関心があると答えた人は81.9%、東京2020パラリンピック競技大会に関心があると答えた人は70.3%といずれも高い関心があることがわかります。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を通じてもたらされる効果として、「障がい者への理解の向上（44.4%）」や、「スポーツの振興（39.2%）」などが期待されています。

(図表8) 東京オリンピックの関心度

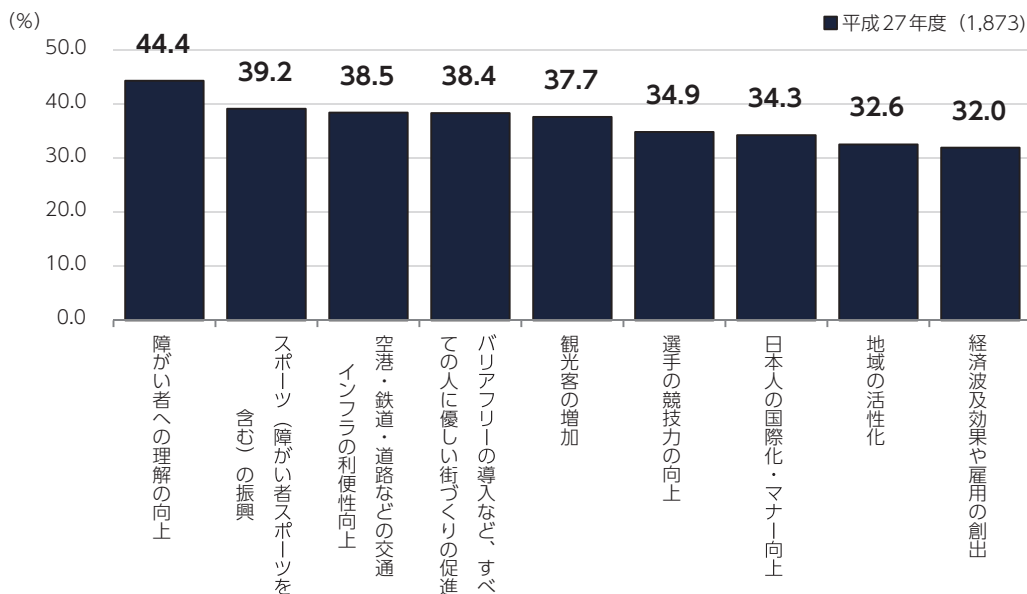


(図表9) 東京パラリンピックの関心度



出典 | 内閣府 | 東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査 | 2015

(図表10) 東京オリンピック・パラリンピック開催で期待される効果（上位9項目）



出典 | 内閣府 | 東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査 | 2015

### 課題

- スポーツに対する機運を一過性のものとせず、確実にスポーツの推進を図る必要があります。
- 障がい者への理解や、観光客の増加、地域の活性化、経済効果等、スポーツを通じて様々な効果を生み出す取組みが重要です。

## 2 本県におけるスポーツの状況

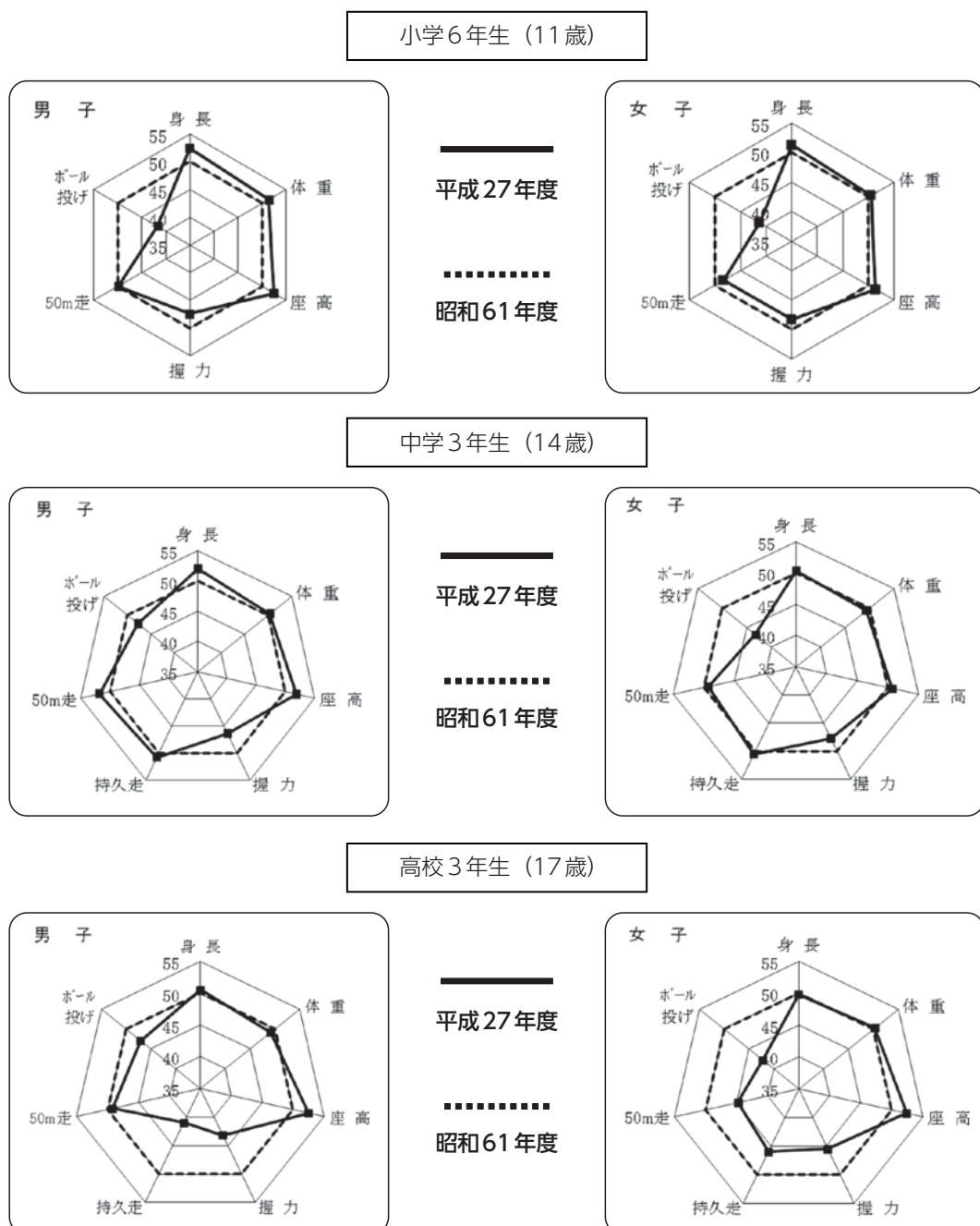
### (1) 子どものスポーツの状況について

#### 現 状

- 全国的に、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が認められているとされています。
- 文部科学省の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、本県の小学5年生、中学2年生の体力合計点の平均値は全国平均と比較すると依然として低い状況にあります。

(図表11) 平成27年度の児童・生徒の体格、体力・運動能力と、昭和61年度(約30年前)との比較

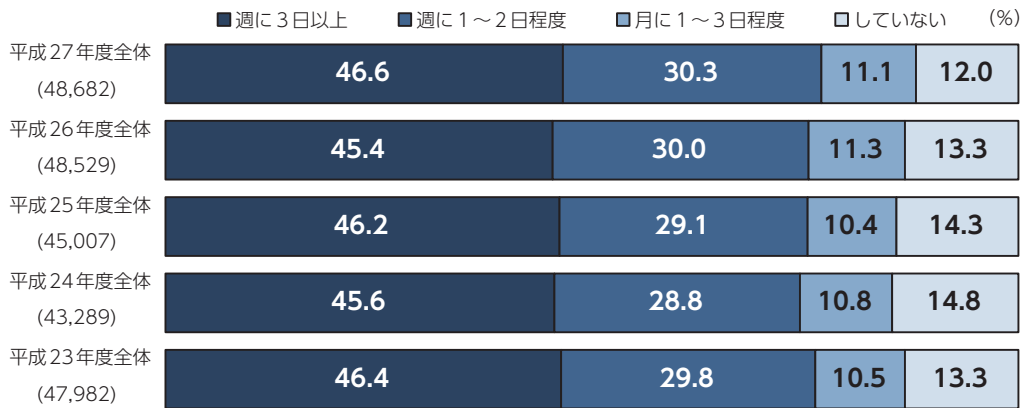
※ 1986(昭和61)年度平均値を50として、2015(平成27)年度平均値の指数を割り出した。数値が大きいほど記録が良い。



出典 | 神奈川県 | 児童生徒体力・運動能力調査 | 2015

(図表 12) 子どものスポーツの実施状況 (時系列)

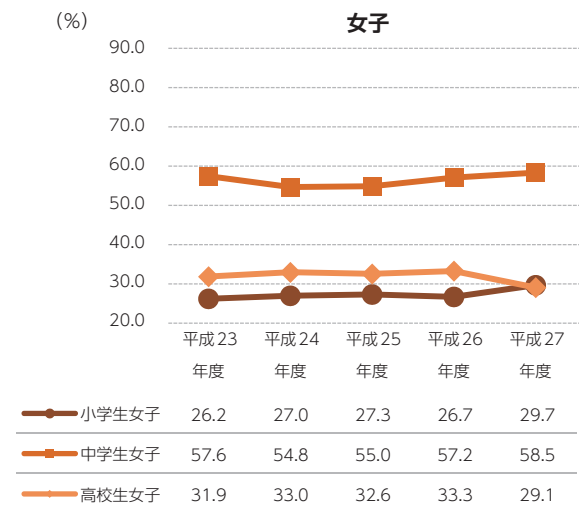
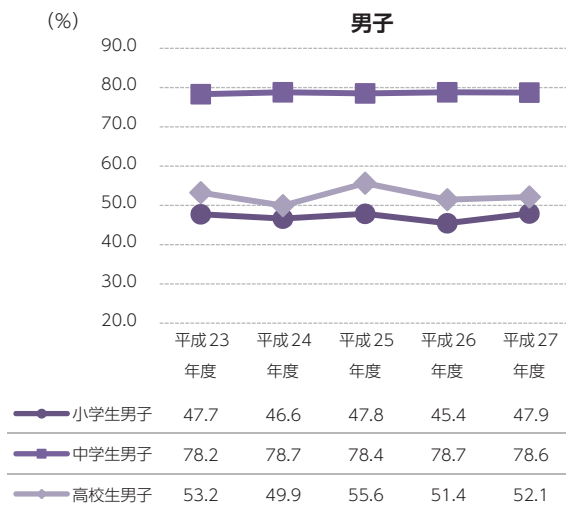
※学校の体育の授業は除く



出典 | 神奈川県 | 児童生徒体力・運動能力調査をもとにスポーツ課作成 | 2011 - 2015

(図表 13) 子どもの週3回以上のスポーツ実施率 (男女別・校種別・時系列)

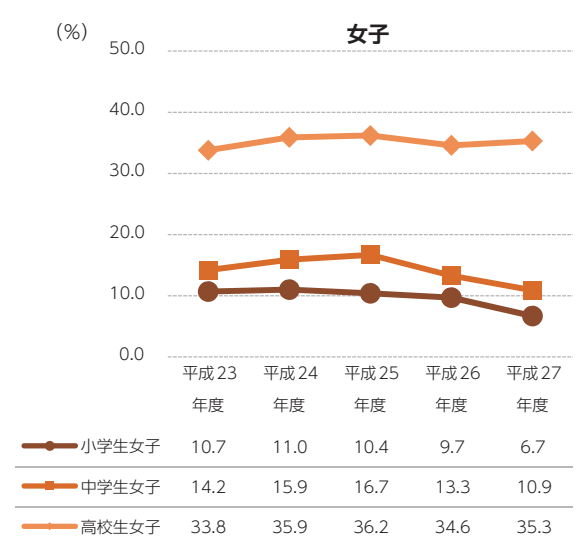
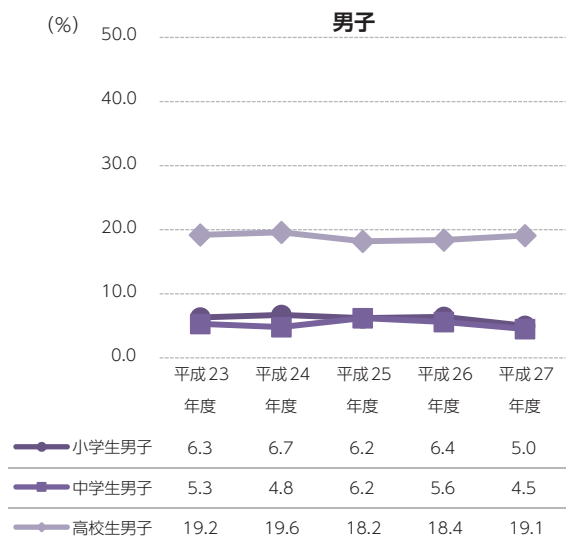
※学校の体育の授業は除く



出典 | 神奈川県 | 児童生徒体力・運動能力調査をもとにスポーツ課作成 | 2011 - 2015

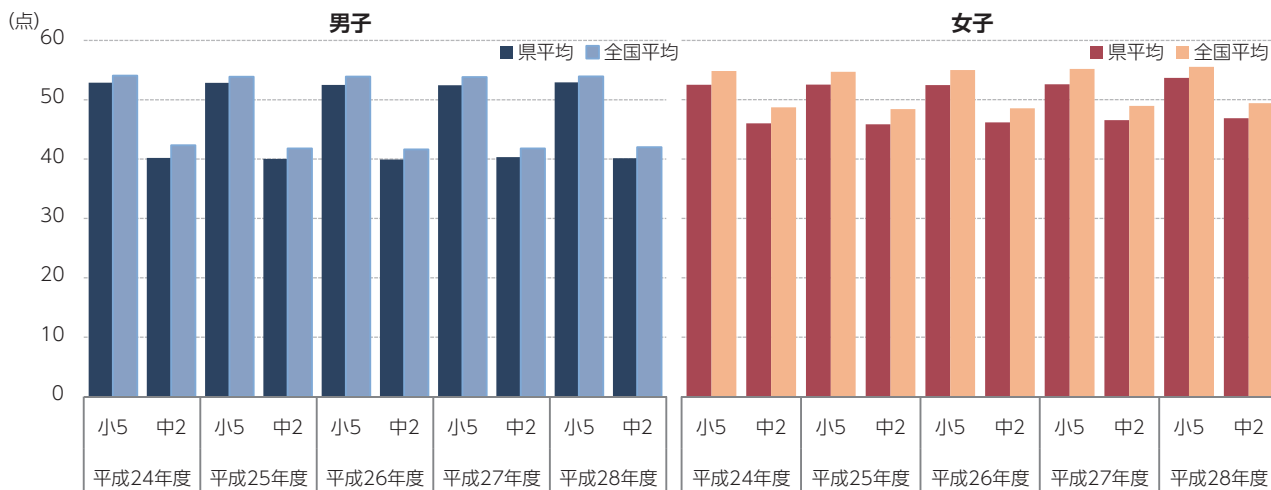
(図表 14) 子どものスポーツ非実施率 (男女別・校種別・時系列)

※学校の体育の授業は除く



出典 | 神奈川県 | 児童生徒体力・運動能力調査をもとにスポーツ課作成 | 2011 - 2015

(図表15) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査平均点 (男女別・校種別・時系列)



出典 | 文部科学省 | 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 | 2012-2014  
スポーツ庁 | 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 | 2015-2016

課題

- 運動嫌いやスポーツが苦手な子どもたちが、自由な時間にスポーツに親しめる場や、気軽に活動できるような仕組みづくりが重要です。
- 保護者に対する普及・啓発とともに、大人と子どもと一緒に体を動かすことの喜びを体験できるような機会の提供に取り組んでいく必要があります。
- 体力テストについては、児童・生徒が自己の体力を把握し、その向上に意欲を持てるようにすることが必要です。

子どものスポーツ実施率

この計画において、「子ども」とは、乳幼児期から児童・青年期まで（0～18歳）を想定しています。

ただし、子どものスポーツ実施率については、県教育委員会が毎年、県内の小・中・高等学校からおおよそ5万人を学校単位で無作為抽出し、実施している「神奈川県児童生徒体力・運動能力調査」における生活実態調査の運動・スポーツの実施状況を尋ねた結果から集計しています。

なお、この調査の運動・スポーツの実施状況では、学校の体育の授業は除いています。

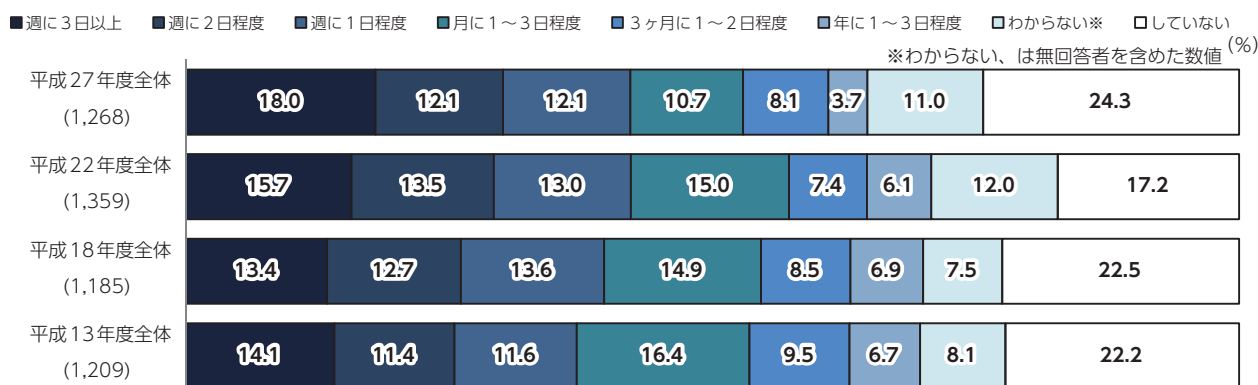


## (2) 成人のスポーツの状況について

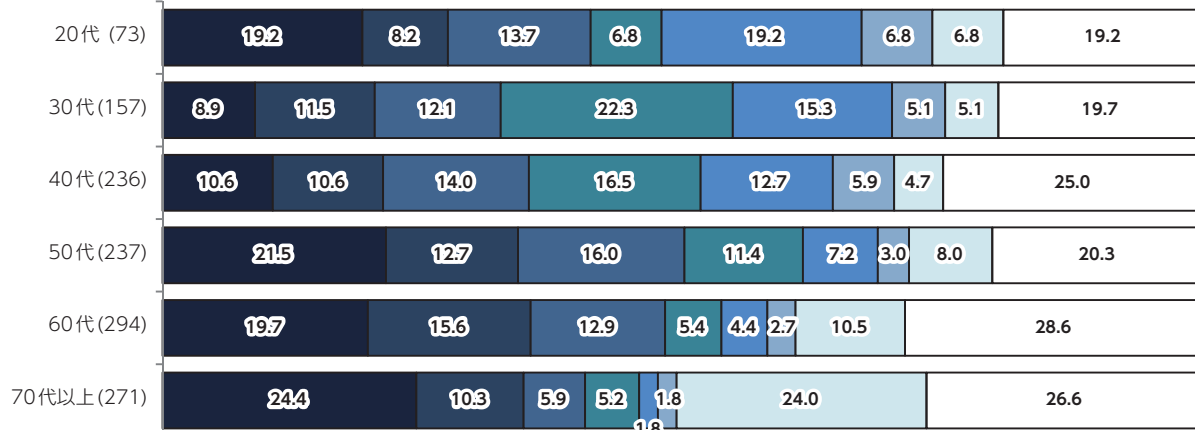
### 現状

- 週3回以上スポーツを実施する人は増加していますが、全く行わない人も増えていることから、二極化の傾向が表れています。
- 年代別のスポーツ実施率では、50代の実施率が順調に上昇している一方、30代、40代は依然として低く、若年層と、高齢者層で低下が見られます。

(図表16) 成人のスポーツの実施状況 (時系列)

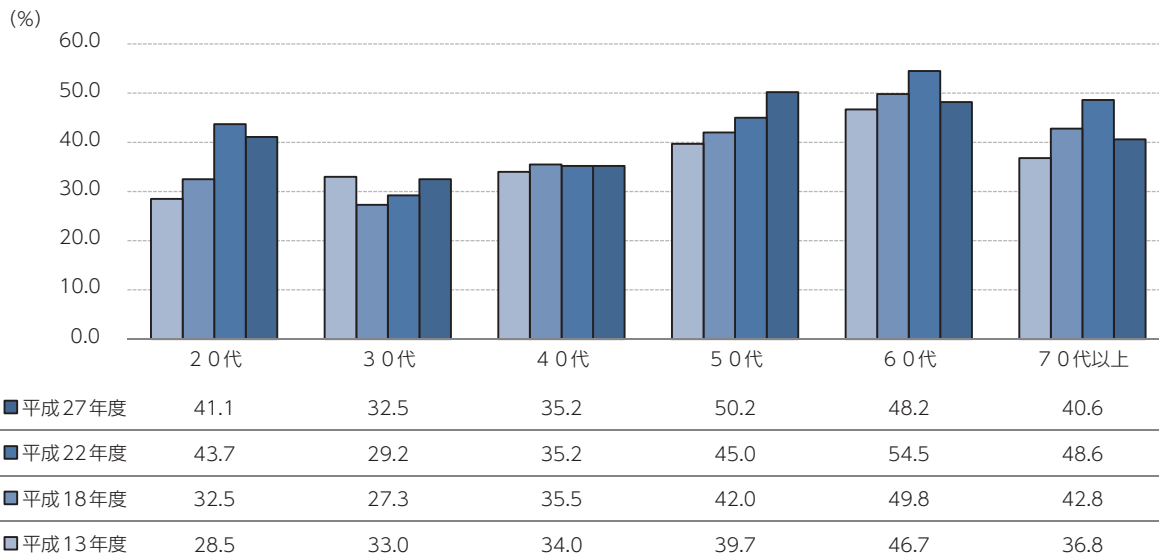


### 平成27年度 (年代別)



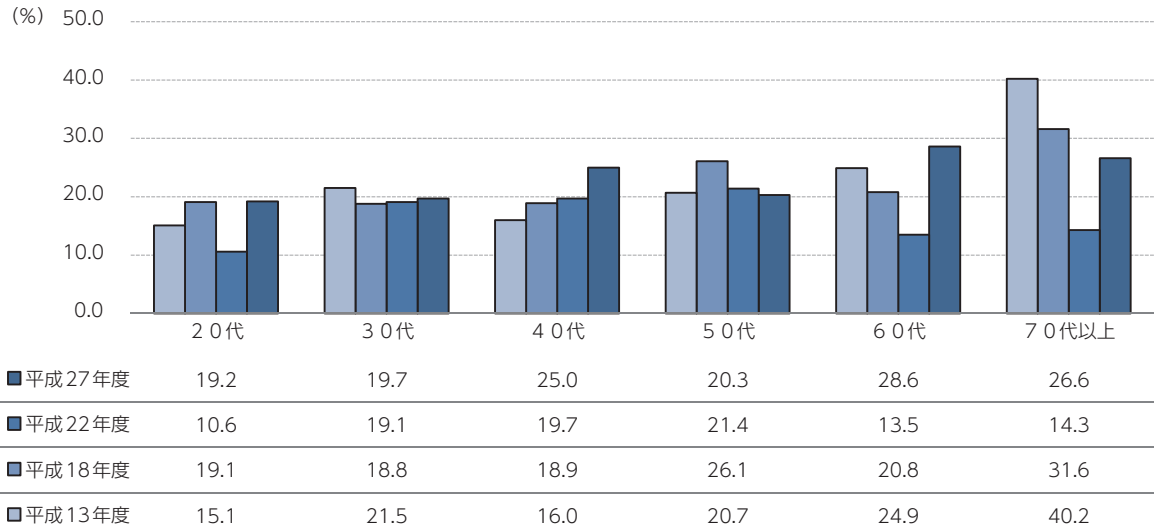
出典 | 神奈川県 | 県民の体力・スポーツに関する調査 | 2001 - 2015

(図表17) 成人の週1回以上のスポーツ実施率 (年代別・時系列)



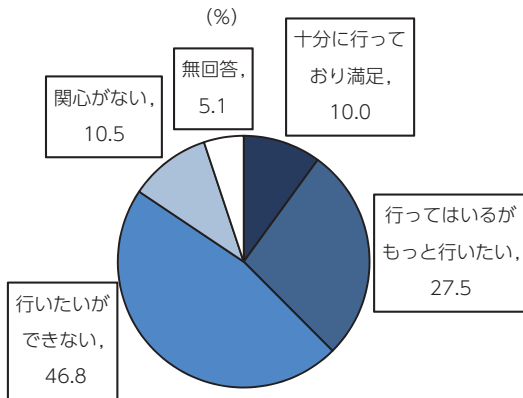
出典 | 神奈川県 | 県民の体力・スポーツに関する調査 | 2001 - 2015

(図表 18) 成人のスポーツ非実施率 (年代別・時系列)



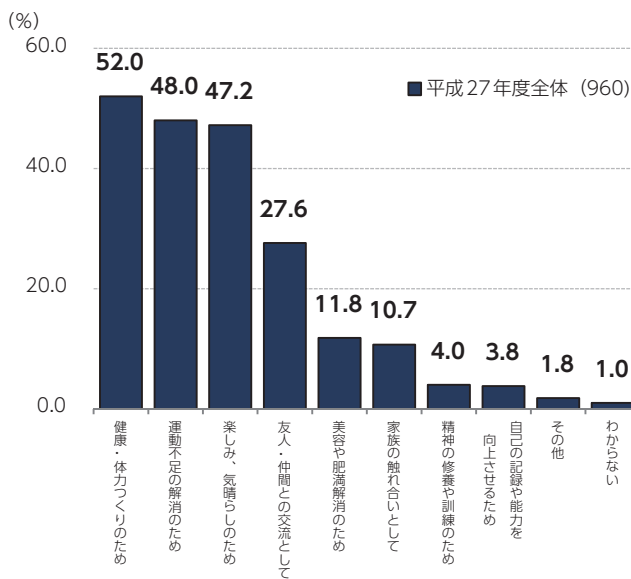
出典 | 神奈川県 | 県民の体力・スポーツに関する調査 | 2001 - 2015

(図表 19) スポーツ活動の満足度

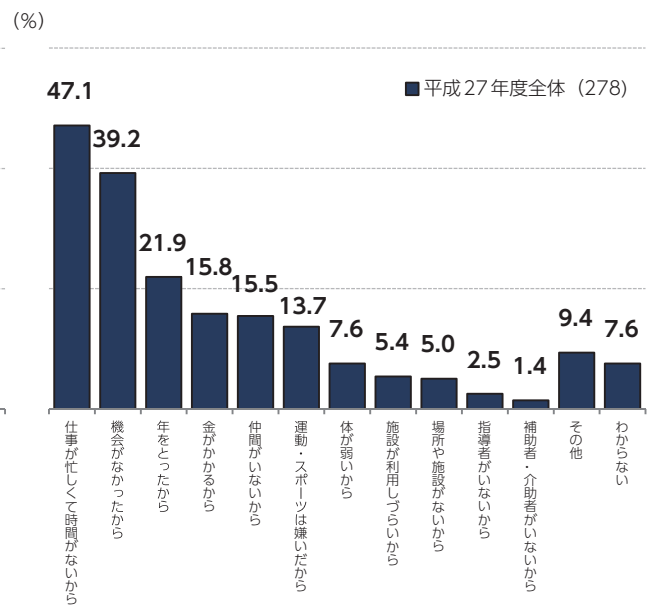


出典 | 神奈川県 | 県民の体力・スポーツに関する調査 | 2015

(図表 20) 運動・スポーツをした理由



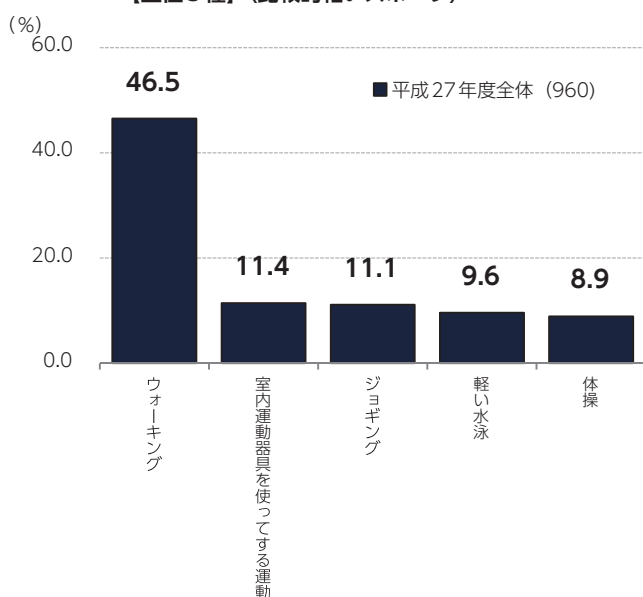
(図表 21) 運動・スポーツをしなかった理由



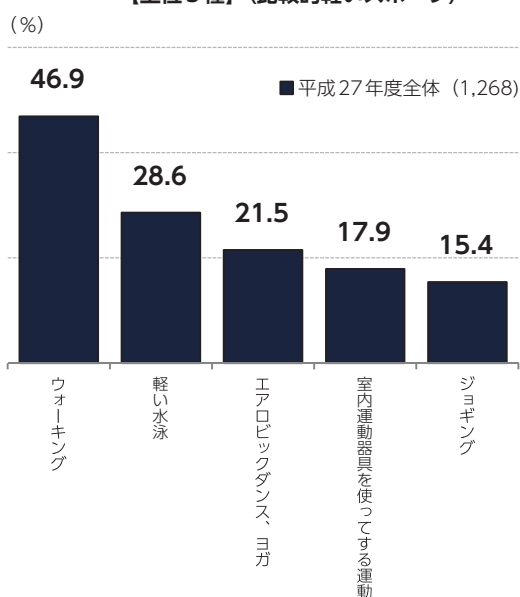
出典 | 神奈川県 | 県民の体力・スポーツに関する調査 | 2015



(図表 22) 1年間に行った運動・スポーツ種目  
【上位5種】(比較的軽いスポーツ)



(図表 23) 今後も行いたい運動・スポーツ種目  
【上位5種】(比較的軽いスポーツ)



出典 | 神奈川県 | 県民の体力・スポーツに関する調査 | 2015

### 課題

- 働く世代の方が、身近な場所で自分の都合に合わせて体を動かすことができる環境づくりが重要です。
- 社会に出てスポーツに接する機会が急激に少なくなる若い世代に、健康に対する危機意識を持たせることや、高齢者に、社会参加も兼ねてレクリエーションスポーツ<sup>3</sup>などに親しめる機会を提供することが必要です。

### 成人のスポーツ実施率

住民基本台帳から無作為に抽出した県内に居住する満20歳以上の男女個人3,000人に対し、回答者の健康・体力観から、日ごろのスポーツの実施状況やスポーツ全般についての意見などをアンケート方式で尋ねる「県民の体力・スポーツに関する調査(県実施)」において、1年間に1日当たり30分以上(合計して30分でも可)運動・スポーツをどの程度行ったか尋ねた結果から集計したものです。体操、ダンス、レクリエーションとして行われる身体活動や、ウォーキングなどの軽度の運動も含まれています。

### <sup>3</sup>レクリエーションスポーツ

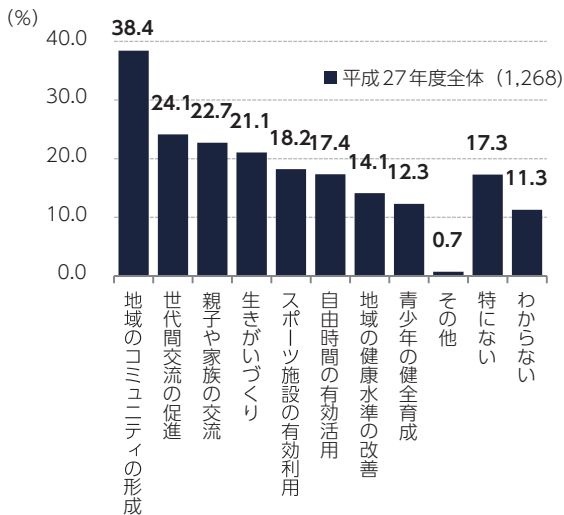
休息や気晴らし等を目的として、余暇を利用しながら自発的に行う「レクリエーション」のうち、「スポーツ」を手段としたものを指します。

### (3) 地域スポーツの状況について

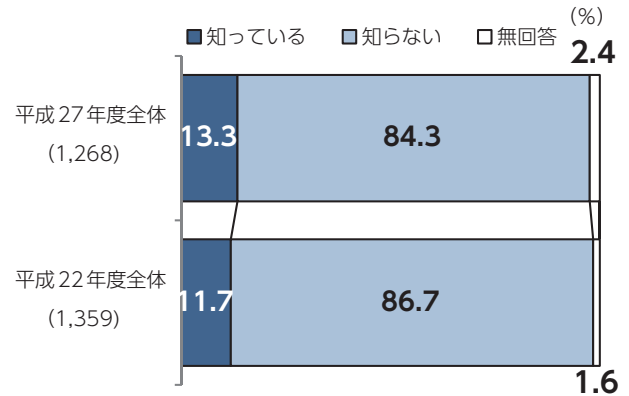
#### 現 状

- 県の「県民の体力・スポーツに関する調査」によると、「地域のコミュニティの形成（38.4%）」や「世代間交流の促進（24.1%）」など、地域のスポーツ推進に期待している県民が多い一方、総合型地域スポーツクラブの認知度は13.3%となっています。

(図表 24) 地域のスポーツ振興に期待する効果



(図表 25) 総合型地域スポーツクラブの認知状況



出典 | 神奈川県 | 県民の体力・スポーツに関する調査 | 2015

出典 | 神奈川県 | 県民の体力・スポーツに関する調査 | 2010 - 2015

#### 課 題

- スポーツをしていない人に、身近な場所で気軽に行える機会を提供することが必要です。
- 環境整備や効率的な施設活用はもちろん、総合型地域スポーツクラブの認知度の向上等についても取り組む必要があります。

#### 総合型地域スポーツクラブ

地域住民によって自主的・主体的に運営され、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）スポーツクラブのことをいいます。

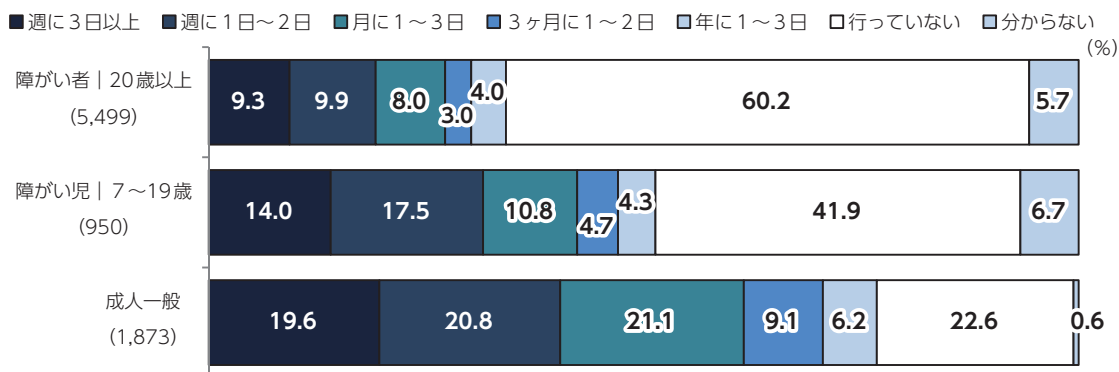


#### (4) 障がい者のスポーツの状況について

##### 現 状

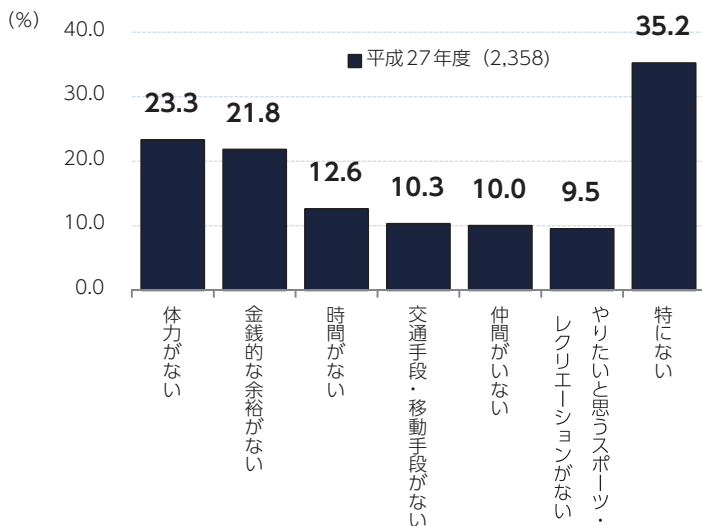
- 国の調査によると、成人の障がい者の週1日以上スポーツ実施率は19.2%で、成人一般（40.4%）と比べ、半分以下となっています。
- 1年間スポーツを行っていない障がい者は7～19歳で41.9%、成人で60.2%と高く、子どもの頃からスポーツに親しめていないと考えられます。
- 障がい者のスポーツ実施の障壁として、「体力がない（23.3%）」「金銭的な余裕がない（21.8%）」「時間がない（12.6%）」という理由を挙げる割合が高くなっています。

(図表 26) 障がい者のスポーツの実施状況



出典 | 文部科学省委託事業 | 地域における障害者スポーツ普及促進事業報告書 | 2015  
内閣府 | 東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査 | 2015

(図表 27) 障がい者のスポーツの実施の障壁（上位7項目）



出典 | 文部科学省委託事業 | 地域における障害者スポーツ普及促進事業報告書 | 2015

##### 課 題

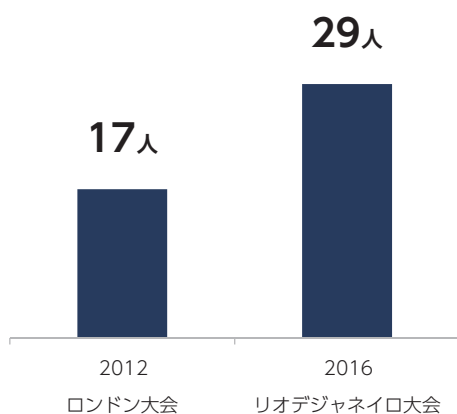
- 障がい者が身近な場所で気軽にスポーツを行える機会の提供や、障がいの有無にかかわらず、一緒に楽しむことができるよう、障がい者スポーツへの理解促進が必要です。

(5) 競技スポーツの状況について

現 状

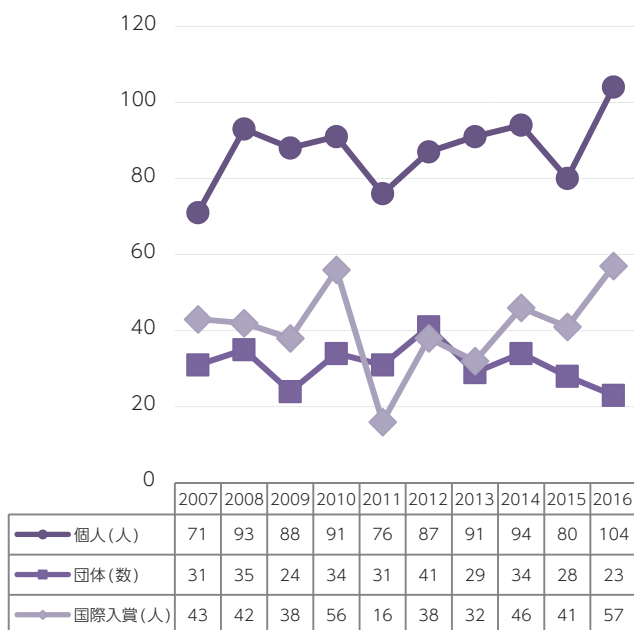
- 神奈川県育ちのオリンピックが2012ロンドン大会の17人から2016リオデジャネイロ大会では29人に増加しています。
- 全国大会優勝数について、近年は個人において本県で国民体育大会が開催された1998（平成10）年の84人を超えることが多くなっていますが、団体では1998（平成10）年の44団体を超えていません。
- 国民体育大会の総合成績は、2006（平成18）年から11年連続で8位以内の入賞を果たしています。

(図表28) 神奈川県育ちのオリンピック



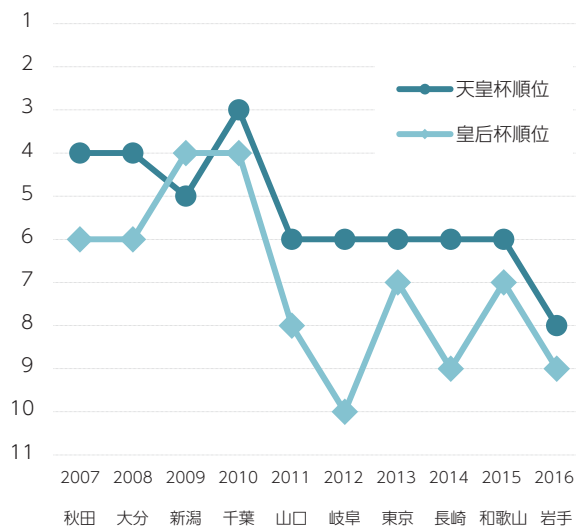
出典 | 神奈川県 | スポーツ課調査

(図表29) 全国大会優勝（個人・団体）及び国際大会入賞数



出典 | 神奈川県 | スポーツ課調査

(図表30) 国民体育大会総合成績（順位）



出典 | 神奈川県 | スポーツ課調査

課 題

- オリンピックだけでなく、パラリンピックを目指す有望選手の発掘や指導者の育成についても検討するとともに、神奈川県育ちのアスリートが将来地域で活躍するなど、人材の好循環の創出を図る必要があります。
- 県全体の競技水準を高めていくために、県内各競技団体との連携により、指導者や審判員の育成等を図ることも重要です。

## Ⅲ スポーツ推進の展望

### 1 基本目標

#### 誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」 スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現

スポーツは「世界共通の人類の文化」であり、成熟した文化としてスポーツを一層根付かせ豊かな未来を創ることが必要です。スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、すべての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と絆の強い世界を創っていきます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、県民のスポーツに対する関心が一層の高まりを見せており、その機運を一過性のものにする事なく、有形無形のレガシー（遺産）を後世に残していくことが期待されています。

また、人生100歳時代を迎える中で、スポーツは、心身の健康の保持増進に重要な役割を果たし、人と人との交流を促進するなど「未病を改善する」ことにつながるとともに、いのち輝く健康で活力に満ちた地域社会の実現や、県民の誰もがともに生きる社会の実現に不可欠です。

そこで、県では、2015（平成27）年1月に「かながわパラスポーツ推進宣言」を発表し、すべての人が自分の運動機能等に応じて、生涯にわたりスポーツを「する」「観る」「支える」ことができるよう「かながわパラスポーツ」を推進しているところです。

今後は、こうした「かながわパラスポーツ」の考え方を県民一人ひとりと共有し、誰もが年齢や障がいの有無にかかわらず、それぞれの興味・関心、目的、体力や年齢、自分の運動機能等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指していきます。

#### 「かながわパラスポーツ」の推進

県では年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が自分の運動機能を活かして同じように楽しみながらスポーツを「する」「観る」「支える」、「かながわパラスポーツ推進宣言」（P53）を2015（平成27）年1月に発表し、「かながわパラスポーツフェスタ」など、パラリンピック競技や障がい者スポーツの理解・普及などに取り組んでいます。（「支える」とは、指導者や専門スタッフ、審判員等のスポーツの専門家による支援だけでなく、サポーターやボランティアなど、自らの意思でスポーツを支援することを広く意味しています。）

「かながわパラスポーツ」を推進し、誰もが自分の体力や運動機能等に応じてスポーツを楽しむことで、生涯にわたりスポーツに親しめる社会の実現につなげていきます。

## 2 施策の基本的な方向

---

スポーツの価値の中核とは、スポーツを「する」ことで「楽しさ」「喜び」を得られることであり、継続してスポーツを「する」ことで、勇気、自尊心、友情などの価値を実感し、心身の健康増進や生きがいに満ちた生き方を実現することができます。また、スポーツへのかかわり方としては、スポーツを「する」ことだけでなく「観る」「支える」こともあり、すべての人々がスポーツを「する」「観る」「支える」ことで、スポーツの価値を共有することができます。

その結果、人々の意識が変わり、大きな力となって、ともに生きる社会や健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化など、活力ある地域社会の実現にもつながっていきます。

さらに、国の第2期スポーツ基本計画では東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組みを計画的・戦略的に展開し、すべての人々がスポーツの力で輝き、活力ある社会と絆の強い世界を創るという「一億総スポーツ社会」を実現することが、大会のレガシーとなるとしています。

こうしたスポーツの価値を踏まえ、本県が推進する施策の基本的な方向を6つの視点から示します。

### (1) 子どもの遊び、スポーツ

学校、家庭、地域が連携して子どもの遊びやスポーツ等を推進することで、多くの子どもたちが体を動かすことを楽しんだり、部活動や地域のスポーツクラブなどにおいて興味・関心のあるスポーツに、積極的に取り組んでいる姿を目指します。

### (2) 成人のスポーツ

健康及び体力の保持増進、人や地域、自然との交流、生きがいづくり等を推進することで、誰もが、ライフステージに応じてスポーツを「する」「観る」「支える」ことに主体的にかかわり、生涯を通じて楽しみながらスポーツ活動に取り組んでいる姿を目指します。

### (3) 地域スポーツ

県立体育センターの再整備など、県内スポーツ施設の整備や施設活用に取り組むとともに、地域内、地域間の交流が促進されるようスポーツ関係団体との連携・協働を進め、県民の多様なニーズに対応し、身近なところで、いつでも誰でも気軽に地域でスポーツ活動が行える環境づくりを目指します。

### (4) 障がい者のスポーツ

スポーツを通じた障がい者の社会参加や、健康及び体力の保持増進はもちろん、障がい者スポーツの普及・啓発を推進することで、誰もが障がいの有無にかかわらず、みんなでスポーツ活動に親しみ、心身ともに健康で豊かな生活が送れることを目指します。

### (5) 競技スポーツ

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、競技人口の裾野を上げるとともに、能力のある選手を発掘し支援するアスリート育成に向けた取組みを推進することで、国民体育大会や全国的な規模の競技会はもとより、オリンピック・パラリンピック等の国際大会で活躍する本県ゆかりの選手が増え、全国的により高い競技スポーツの水準となることを目指します。

### (6) オリンピック・パラリンピックなどの盛り上がりと有形無形のレガシーの創出

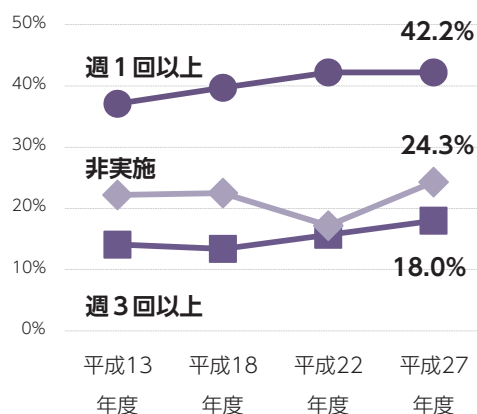
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019™の開催に向けて、本県開催競技の開催準備や事前キャンプの誘致、オリンピック・パラリンピック教育等を推進することで大会を成功に導くとともに、大会後にレガシーを引き継ぎ、生涯スポーツ社会の実現に寄与することを目指します。

### 3 数値目標

2020（平成32）年度に向けた、スポーツ推進の指標として2つの数値目標を設定します。

**(1) 成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%以上・週3回以上のスポーツ実施率を30%以上にするとともに、スポーツ非実施率を0%に近づけます。**

	平成13年度	平成18年度	平成22年度	平成27年度	平成32年度(目標)
週1回以上	37.1%	39.7%	42.2%	42.2%	<b>65%</b>
週3回以上	14.1%	13.4%	15.7%	18.0%	<b>30%</b>
非実施	22.2%	22.5%	17.2%	24.3%	<b>0%</b>



参考：国の政策目標（平成33年度）

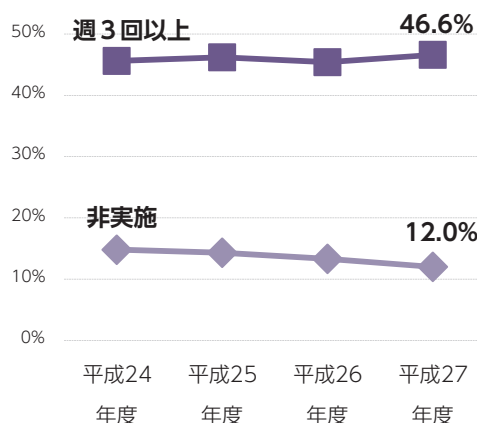
週1回以上 65%程度（現状：42.5%）

週3回以上 30%程度（現状：19.7%）

**(2) 子どもの週3回以上のスポーツ実施率を55%以上にするとともに、スポーツ非実施率を10%以下にします。**

（学校の体育の授業は除く）

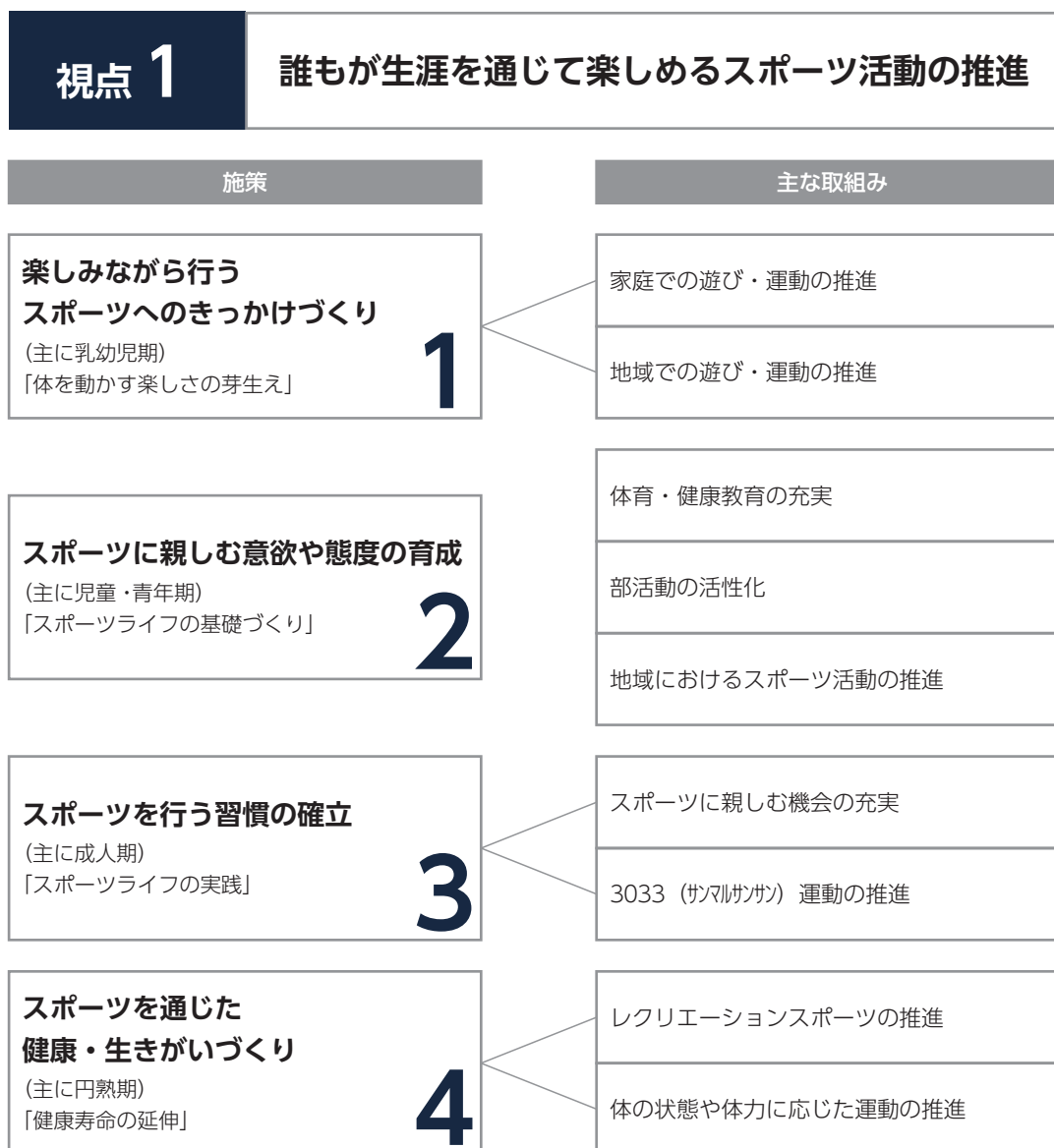
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成32年度(目標)
週3回以上	45.6%	46.2%	45.4%	46.6%	<b>55%</b>
非実施	14.8%	14.3%	13.3%	12.0%	<b>10%</b>



2020（平成32）年度以降の数値目標については、スポーツを取り巻く環境の変化や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成果等を踏まえ、新たに設定することとします。

# Ⅳ スポーツ推進の施策展開

## 1 スポーツ推進の施策・事業体系





## 視点 2

### スポーツ活動を拓げる環境づくりの推進

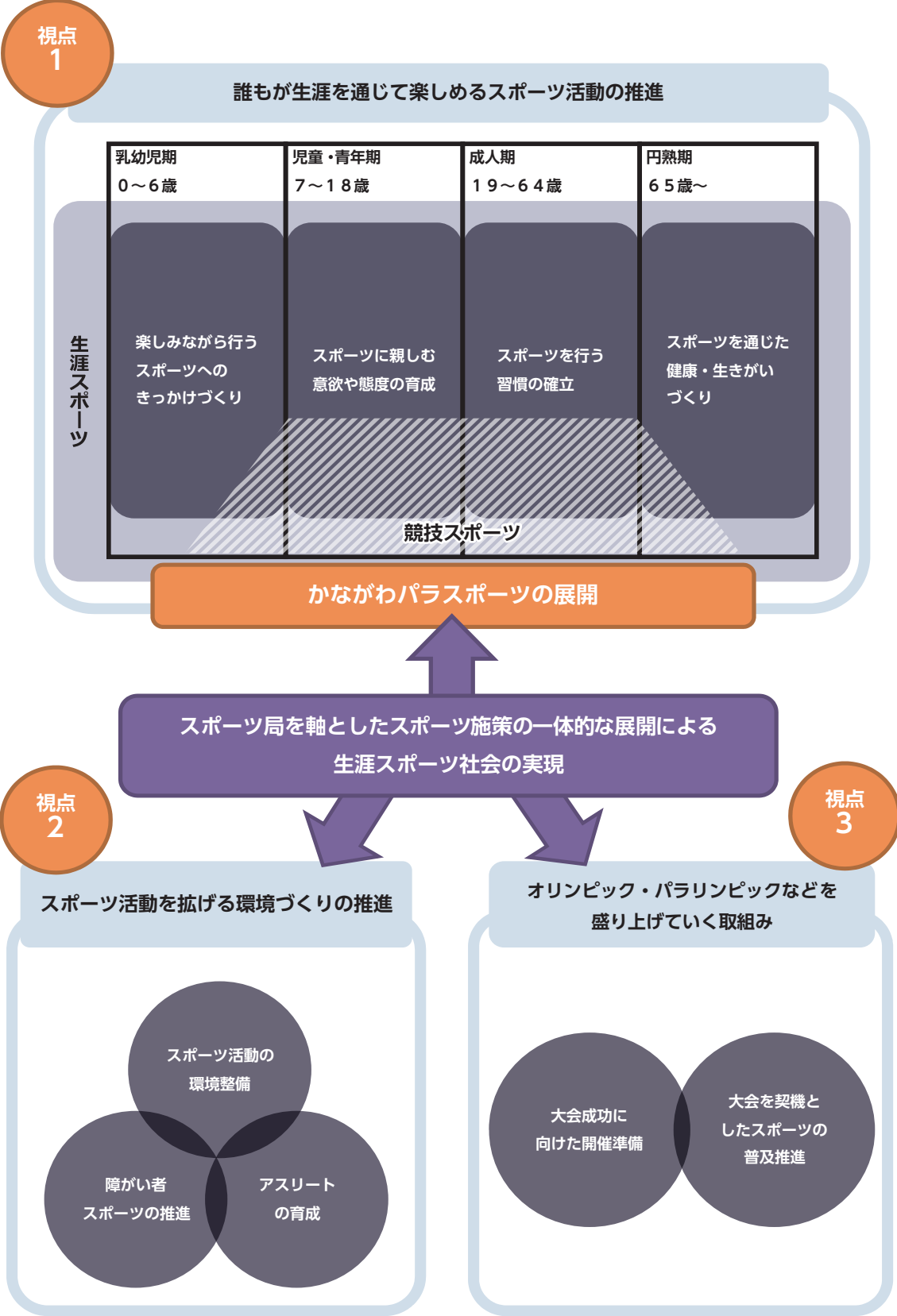
施策	主な取組み
スポーツ活動の環境整備 5	スポーツ環境の基盤となる「人材」の育成と「場」の充実 体育センターの再整備 地域コミュニティの中心となる総合型地域スポーツクラブの質的充実 スポーツを通じて地域を盛り上げる取組み スポーツ医・科学の活用促進 クリーンでフェアなスポーツの推進
障がい者スポーツの推進 6	障がい者スポーツの機会拡大 障がい者スポーツの理解促進
アスリートの育成 7	競技力の向上 トップアスリートの育成

## 視点 3

### オリンピック・パラリンピックなどを盛り上げていく取組み

施策	主な取組み
大会成功に向けた開催準備 8	ラグビーワールドカップ2019™に向けた取組み 東京2020大会・セーリング競技などに向けた取組み
大会を契機としたスポーツの普及推進 9	大会を身近に感じられる取組み レガシーの創出

# 事業体系図



この計画では、ライフステージをおおむね、「乳幼児期：～6歳」「児童・青年期：7～18歳」「成人期：19～64歳」「円熟期：65歳～」の4つに整理しています。

## 2 スポーツ推進に向けた施策・事業

### 視点1 誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動の推進

- 超高齢社会に突入し、社会情勢が変化する中、県民の誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ、健康で豊かな生活ができる生涯スポーツ社会の実現のため、子どもの遊び・運動の奨励、部活動の活性化や児童・生徒の健康・体力づくりの推進、3033運動の普及など、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、未病の改善や、健康寿命の延伸につなげていきます。
- 年齢や障がいの有無にかかわらず、それぞれの興味・関心、目的、体力や年齢、自らの持つ運動機能等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう、生涯にわたりスポーツを「する」「観る」「支える」、「かながわパラスポーツ」を推進するとともに、県民の誰もがともに生きる社会の実現につながるよう取り組みます。
- この計画では、ライフステージを乳幼児期、児童・青年期、成人期、円熟期の4つに大きく分けて施策を展開することとして、それぞれのライフステージに応じた取組みを示しています。



# 1

## 楽しみながら行うスポーツへのきっかけづくり | 主に乳幼児期 0～6歳

「体を動かす楽しさの芽生え」

### 【現状と課題】

- 生活全体が便利になったことや、都市化や少子化が進展したことにより、子どもにとって歩くことや、遊ぶことなど体を動かす機会の減少を招いています。
- 運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援を家庭や地域が一体となって行い、乳幼児期から積極的に遊びや運動に取り組む態度を育成し、体力を向上させることは、引き続き大きな課題です。
- 生涯にわたりスポーツに親しみ、心身ともに健康で豊かな生活を送るためには、子どもの頃から日常的に体を動かす習慣づくりが大切であり、保護者に対する普及・啓発とともに、大人と子どもと一緒に体を動かすことの喜びを体験でき、安全にスポーツや遊び<sup>4</sup>を実施できる機会の提供に取り組んでいく必要があります。

### 【施策の方向】

- 最初のライフステージに当たる乳幼児期の遊びや運動の体験は、心身の健全な発達を促し、生涯を通じて豊かなスポーツライフを築くための基盤となります。乳幼児の頃から、体を動かす爽快感や楽しさに触れることや、基本的な動作の習得などによる充実感や達成感を得ることにより、自ら進んで体を動かすことができるようになることを目指します。
- 保護者に対し、乳幼児期からのスポーツの大切さへの理解を深めるとともに、家庭での遊びや体操など、楽しみながら体を動かす機会を提供します。
- 地域のスポーツクラブなどとの連携により、幼児自らが体を動かすことの楽しさや心地良さを実感し、自発的に体を動かして遊びやスポーツをする機会を提供します。
- 障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に遊び・運動ができる機会を拡充し、他者との遊びやスポーツを通じて、人とのかかわり方を学べるようになることを目指します。

施策の目標	幼児期の運動習慣の定着を図ります
達成度の指標	小学1年生の週3回以上のスポーツ実施率 (参考値) 男子:31.0%・女子:21.4% (2015)
施策の目標	幼児期の体力向上を図ります
達成度の指標	小学1年生の児童生徒体力・運動能力調査の合計得点の平均値 (参考値) 男子28.67点・女子28.72点 (2015)

#### <sup>4</sup>遊び

この計画では、楽しみのため、自発的に行う活動のうち、体を動かすものを指しています。

## 【主な取組み】

### ア 家庭での遊び・運動の推進

---

○ 子ども向け3033運動の推進

親子で取り組める体操リーフレットや、DVDなどの配布により、親子や家族で取り組む3033運動を推進し、保護者と一緒に楽しむスポーツを奨励します。

○ 家族で楽しめるスポーツイベントの開催

親子・きょうだいで体を動かして楽しめる場を設け、家族の絆を深める機会を提供するほか、NPOや企業と連携した親子向けイベントを開催するなど、遊びの楽しさや体を動かす大切さに気付くきっかけづくりとなる取組みを進めます。

### イ 地域での遊び・運動の推進

---

○ 子どもの外遊び、スポーツの推進

子どもの外遊びの奨励に関する情報提供や、県民スポーツ月間におけるスポーツ体験コーナーの実施などにより、外遊びやスポーツのきっかけづくりとなる取組みを進めます。

○ 総合型地域スポーツクラブ等におけるスポーツ活動の機会提供

地域でのスポーツを推進するため、総合型地域スポーツクラブ等において、レクリエーションスポーツをはじめとするスポーツ活動の機会提供を支援します。

○ 幼児期からの運動習慣づくりの推進

子どもの体力向上に寄与するため、幼稚園、保育園、乳幼児健康診査や幼児が集まるイベント等にスポーツ指導者を派遣し、運動遊びリーフレット等を活用した遊び・運動を実践する場を提供します。

### 関連する取組み

---

○ 世代間交流教室などへの支援

県内各地の団体や教室などへ指導者を派遣することにより、親子や高齢者がともに参加できるような世代間交流教室への支援を実施し、スポーツをする機会への参加促進を図ります。

○ 子どもの遊び・運動に関する研修講座の充実

子どもたちが遊び・運動や、スポーツを楽しむことにつながるよう、指導者向けの研修事業を充実させ、指導者の知識、技能等、質の向上を図ります。





## 2 スポーツに親しむ意欲や態度の育成 | 主に児童・青年期 7～18歳

「スポーツライフの基礎づくり」

### 【現状と課題】

- 文部科学省の「体力・運動能力調査」によると、子どもの体力は、1999（平成11）～2015（平成27）年度の17年間の推移ではほとんどの年代で緩やかな向上傾向が見られますが、体力水準が高かった1985（昭和60）年頃と比較すると、中学生男子の50m走、ハンドボール投げ、高校生男子の50m走を除き依然低い水準にとどまっています。
- 積極的にスポーツをする子どもとそうではない子どもの二極化が認められており、県が実施している「児童生徒体力・運動能力調査」によると、高校生女子においては、スポーツをしない割合が3割を超えています。
- 今後は、全くスポーツをしない子どもへのアプローチが大変重要となっており、運動嫌いやスポーツが苦手な子どもたちが、自由な時間でスポーツに親しめる場や、気軽に活動できるような仕組みづくりが重要です。
- 子ども一人ひとりが自己の体力を把握し、その向上に意欲を持てるようにすることも必要です。また、子どものスポーツ実施率の上昇は、体力の向上を図る上でも必要不可欠な要素と考えられます。

### 【施策の方向】

- 児童・青年期は、スポーツの楽しさを十分に味わうことや、学校での体育・健康に関する活動などにしっかりと取り組むことが大切です。この時期にスポーツに親しむ意欲や態度を育成し、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎づくりができるよう目指します。
- 学校体育は生涯にわたってスポーツに親しむ資質・能力を育てるものであることから、学校の教育活動全体を通じた体育・健康に関する指導の充実などにより、児童・生徒がスポーツの楽しさや喜びを味わえるようにするとともに、体力の向上を図ります。
- 自主的・自発的な部活動を通じた人づくりを目指して、「環境整備の推進」「指導体制の充実」「参加促進」の3つの観点から部活動の活性化を推進します。
- 地域のスポーツクラブにおけるスポーツ活動の機会の提供など、地域との連携により、地域における子どもの多様なスポーツ活動の機会の充実を図ります。
- 障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが一緒にスポーツを行えるような機会の拡大を図ります。

施策の目標	小学生の運動習慣の定着を図ります
達成度の指標	小学生の週3回以上のスポーツ実施率 (参考値) 38.8% (2015)
施策の目標	中学生・高校生の体力向上を図ります
達成度の指標	中学3年生、高校3年生の児童生徒体力・運動能力調査の合計得点の平均値 (参考値) 中3男子:47.13点・女子:49.58点 高3男子:53.31点・女子:47.17点 (2015)

## 【主な取組み】

### ア 体育・健康教育の充実

---

- 子どもの体力向上・運動習慣確立・生活習慣改善の推進  
健康・体力づくりの実践研究や情報紙の発行、運動習慣カードの配付等を行い、子どもの体力・運動能力の向上、運動習慣の確立及び生活習慣の改善を図る「子ども☆キラキラプロジェクト」を推進し、子どもの時から未病を改善する基礎を作ります。
- 教員の指導力向上に向けた研修の充実  
体育や保健体育の授業等をはじめ、健康に関する諸課題に対応する健康教育などの研修を充実させ、教員の指導力向上を図ります。
- 体力・運動能力や運動習慣等調査の活用の推進  
体力・運動能力や運動習慣などに関する調査結果を、体育や保健体育の授業改善に活用するなど検証改善サイクルを確立します。

### イ 部活動の活性化

---

- 県内中学校・高等学校における部活動活性化  
参加した誰もが満足できる部活動及びより多くの生徒が参加できる部活動を目指し、「かながわ部活ドリームプラン21」の推進の一環として、企業との連携や安全対策など、部活動の環境整備を推進します。  
また、部活動指導者の資質向上や外部指導者の活用など、指導体制の充実を図ります。
- 生徒のニーズを捉えた新しいタイプの部活動の推進  
より多くの生徒（特に運動部への入部率が低い女子生徒）がスポーツに親しむ機会が持てるよう、ヨガ等、仲間との交流や健康志向にも対応する、生徒のニーズを捉えた新しいタイプの部活動への支援を行い、部活動の活性化を図ります。

### ウ 地域におけるスポーツ活動の推進

---

- 地域におけるスポーツ活動の推奨  
市町村と連携し、総合型地域スポーツクラブについて近隣の学校への理解促進や周知を進め、地域において多様な運動やスポーツをする機会の充実を図ります。
- アスリートとの連携によるスポーツ体験教室の実施  
本県ゆかりのアスリートにより構成された、かながわアスリートネットワークと連携し、主に小学生を対象としたスポーツ体験教室を開催し、運動やスポーツに親しむ機会を提供します。
- 地域における子どもの運動習慣確立の推進  
夏休み中の子どもたちの運動習慣の継続と、生活習慣の改善を目指し、ラジオ体操の参加促進や普及・定着に取り組みます。
- 総合型地域スポーツクラブ等におけるスポーツ活動の機会提供（再掲）

## 関連する取組み

### ○ 青少年によるスポーツを通じた国際交流事業の充実

本県と友好提携を結んでいる地域と相互に連携し、青少年に国際交流の機会を提供することで、スポーツを通じた相互理解を深めるとともに、国際性豊かな青少年の人材育成を図ります。

### ○ 学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進

子どもたちが、健康及び体力の保持増進や、国際相互理解を通じた国際平和貢献など、スポーツの持つ多様な意義や価値等を理解し、関心を持つことで、主体的にスポーツに参画（「する」「観る」「支える」等）できるよう、かながわらしいオリンピック・パラリンピック教育の推進を図ります。

### ○ 学校における「かながわパラスポーツ」の普及

小・中・高等学校において、障がい者スポーツのアスリートやパラリンピアンを招いた体験授業等の実施や、日常的にパラスポーツ種目に触れる機会を設けることによって、「かながわパラスポーツ」への理解促進を図ります。

また、県立特別支援学校において、児童・生徒のスポーツに対する意識及び技能を向上させるため、パラスポーツ用具の整備及びアスリート等によるスポーツ教室を開催します。

### ○ ジュニア世代を対象とした競技力向上の機会提供

スポーツ関係団体や総合型地域スポーツクラブ等と連携し、ゴールデンエイジ（概ね9歳～12歳）の年齢層を含むジュニア世代を対象として、競技に対する興味や関心を高め、継続した競技の実践など競技力向上の機会を提供します。

神奈川県 **くらしに運動・スポーツの習慣を！**

サン マル サン サン  
**3033運動**



**1日30分** **週3回** **3ヶ月間**

気軽にからだを動かしましょう。10分程度の運動を合わせて30分でも結構です。

できれば2日に1回、運動しましょう。運動の効果が期待できる目安です。

続けてみましょう。運動習慣が身につく、体調が良くなるなど運動の効果が現れます。





# 3 スポーツを行う習慣の確立 | 主に成人期 19～64歳

「スポーツライフの実践」

## 【現状と課題】

- 県の「県民の体力・スポーツに関する調査」によると、週3回以上スポーツを行う人は増加していますが、全く行わない人も増えていることから、子どもと同様に成人でも二極化の傾向が表れており、スポーツが嫌いな人や苦手な人も含めた施策を重視していく必要があります。
- 年代別では、30代、40代のスポーツ実施率が依然低い状況にあることと、若年層での低下が見られており、働く世代の方が、身近な場所で自分の都合に合わせて体を動かすことができる環境づくりや、社会に出てスポーツに接する機会が急激に少なくなる若い世代に、健康に対する危機意識を持たせることが大切です。
- スポーツにより健康増進の効果を獲得及び維持するには、活動を継続することが重要です。

## 【施策の方向】

- スポーツをなかなか行うことができない成人期においても、それぞれの興味・目的や体力・技術に応じてスポーツを実践し、習慣化していくことが重要なことから、県民が、日常生活の中の身体活動を運動として意識し、暮らしの中にスポーツを習慣として取り入れることを目指します。
- 地域でのスポーツ活動に積極的に参加したり、ほかの世代とも交流することで、豊かなスポーツライフを実践できるよう、様々なスポーツ活動の機会の充実を図ります。
- 忙しくて時間がないという成人に対して、階段のぼりや、通勤エクササイズ、スキマストレッチなどの「日常生活の運動化」に取り組む「3033運動」の普及・啓発、実践を推進します。
- 障がいの有無にかかわらず誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しみ継続して実践することを目指します。

施策の目標	働き盛り世代の運動習慣の定着を図ります
達成度の指標	30代・40代の週1回以上のスポーツ実施率 (参考値) 30代:32.5%、40代:35.2% (2015)
施策の目標	3033運動の普及・啓発を図ります
達成度の指標	3033運動の認知度 (参考値) 9.8% (2015)

### 3033 (サンマルサン) 運動

県民の皆さんが一人でも多くスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を営んでいただくために、1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、運動やスポーツをくらしの一部として習慣化する取組みのことをいいます。



## 【主な取組み】

### ア スポーツに親しむ機会の充実

---

- 県民スポーツ月間の設定  
体育の日がある10月を「県民スポーツ月間」として設定し、スポーツに親しむきっかけづくりとして全県的に定着・充実・発展するよう様々な取組みを進めます。
- 多様なスポーツ活動機会の提供  
市町村やスポーツ関係団体、大学、企業等との幅広い連携により、スポーツの習慣化や地域住民の健康づくりを目的としたスポーツイベントの支援や、スポーツ教室、レクリエーションスポーツの体験会の開催などに取り組みます。
- 「観る」「支える」スポーツ活動の推進  
「する」スポーツだけでなく、プロスポーツなどと連携した「観る」スポーツの推進や、NPOとの協働によるスポーツボランティアの派遣など「支える」スポーツの推進に取り組みます。
- 総合型地域スポーツクラブ等におけるスポーツ活動の機会提供（再掲）

### イ 3033（サマルサマル）運動の推進

---

- 3033運動の普及・啓発  
市町村や企業と連携し、運動プログラムのリーフレット配布や、簡単にできる体操の紹介などを通じて、3033運動の普及・啓発に取り組みます。  
また、様々なメディアを通じて3033運動についての情報を発信し、3033運動の周知を図ります。
- 3033運動の実践  
県民の皆さんが一人でも多くスポーツに親しむことができるよう、企業やNPOと連携し、階段のぼりイベントや、県内各地でのウォーキングイベントなどを実施し、3033運動の実践を推進します。  
また、スポーツ関係団体の協力を得ながら、様々な場所で健康・体力づくりや、ボランティアの養成などを目的とした講習会を実施し、地域での3033運動の推進を図ります。
- 体力測定と医事相談による3033運動の実践支援  
すでに運動を実施している方やこれから始めようとする方を対象に、医事相談や体力測定、その結果を踏まえた運動実践に係るアドバイスにより、運動やスポーツの習慣化を目指す3033運動の実践を支援します。

### 関連する取組み

---

- 健康・体力づくりに向けた体操の推進  
スポーツを通じて未病を改善し、健康寿命の延伸を図ることで、生涯にわたり元気に過ごすことができるよう、身近な地域や学校・職場等で、県民が気軽にできる体操の輪を広げる運動に取り組みます。
- 子どもと一緒に楽しむ遊びやスポーツの推進  
県立ふれあいの村や地域の遊び場等における外遊び、自然体験活動などを通して、子どもと一緒に遊びやスポーツを楽しみ、実践する機会を提供します。
- allかながわスポーツゲームズ市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会の開催  
スポーツを愛好する多くの県民に競技会の機会を設け、スポーツを通じて健康で明朗な心身の育成を図るため、市町村対抗の競技会を開催し、市町村相互の交流を推進します。
- 横浜マラソンの開催に向けた取組み  
横浜マラソン大会組織委員会の一員として、市民参加型フルマラソン大会である「横浜マラソン」の開催に向けた取組みを進め、大会の成功と機運の醸成を図ります。

# 4 スポーツを通じた健康・生きがいづくり | 主に円熟期 65歳～

「健康寿命の延伸」

## 【現状と課題】

- 県の「県民の体力・スポーツに関する調査」によると、60代、70代以上の週1回以上のスポーツ実施率に減少傾向が見られており、スポーツを行わない70代以上の割合は26.6%と依然高い傾向があります。
- 国勢調査を基に本県が推計した県内世帯数推計によると、県内の高齢者単独世帯数の割合は増加していくと見られており、高齢者に対して、社会参加も兼ねて、レクリエーションスポーツなどに親しめる機会の提供が必要です。

## 【施策の方向】

- 仕事や子育てを終え、時間にもゆとりのできる円熟期というライフステージを、いかに生き生きと過ごすかはとても重要な課題です。幸福で豊かな生活を実現するため、スポーツを通じて、未病の改善や健康寿命の延伸、生きがい・仲間づくりを目指します。
- 地域で行うスポーツのコミュニティに参加することで、社会とのつながりを持ち、世代を越えた交流ができるよう地域でのレクリエーションスポーツを推進します。
- 日ごろ体を動かすことがほとんどない方も容易に取り組むことができる気軽な運動について普及・啓発に取り組みます。
- 運動機能の衰えや、障がいの有無等に配慮しつつ、誰もがそれぞれの健康状態に応じて体を動かし、身近な場所で気軽にスポーツに親しめるようになることを目指します。

施策の目標	高齢者の運動習慣の定着を図ります
達成度の指標	60代・70代以上の週1回以上のスポーツ実施率 (参考値) 60代:48.2%、70代以上:40.6% (2015)
施策の目標	高齢者の体力向上を図ります
達成度の指標	体力に自信がある70代以上の割合 (参考値) 5.9% (2015)



## 【主な取組み】

### ア レクリエーションスポーツの推進

---

- レクリエーションスポーツの普及推進  
県内のスポーツ関係団体と連携し、県民にレクリエーションの楽しさを伝えるとともに、レクリエーションスポーツの普及推進を図るため、スポーツイベントの開催や教室などの機会を提供します。
- レクリエーション教室などへの支援  
県内各地の団体や教室などへ、指導者を派遣することにより、高齢者を対象とした健康・体力づくりや世代間交流教室などへの支援を実施し、高齢者のスポーツへの参加促進を図ります。
- 第34回全国健康福祉祭（ねんりんピック）に向けた取組み  
高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉等の総合的な祭典である全国健康福祉祭（ねんりんピック）の2021（平成33）年本県開催に向け、県内での機運を高めるとともに、大会を成功させるよう準備を進めます。
- 総合型地域スポーツクラブ等におけるスポーツ活動の機会提供（再掲）

### イ 体の状態や体力に応じた運動の推進

---

- 高齢者向け3033運動プログラムの普及と活用促進  
高齢者向けの3033運動を展開するために開発された運動プログラムを高齢者のスポーツを支援するプログラムとしてスポーツ関係団体と連携し、普及することにより、健康課題の解消やQOL（クオリティオブライフ。恵まれた環境で仕事や生活を楽しむ豊かな人生のこと。）の向上等を図ります。
- 「コグニサイズ」の推進  
健康・体力づくりだけでなく、介護予防にもつながるよう、市町村やスポーツ関係団体との連携を図りながら、頭で考えるコグニション課題と身体を動かすエクササイズ課題を同時に行う「コグニサイズ」を推進します。

### 関連する取組み

---

- 地域における世代を越えた運動習慣確立の推進  
県内多くの地域で子どもから高齢者まで世代を越えて、ラジオ体操等に親しみ、運動習慣を確立することで、基礎体力の向上や、地域交流を図ります。
- 健康・体力づくりに向けた体操の推進（再掲）

#### コグニサイズ

コグニション（認知）とエクササイズ（運動）を組み合わせた造語で、頭で考えるコグニション課題と身体を動かすエクササイズ課題を同時に行うことで、脳と身体の機能を効果的に向上させることが期待されます。



## 視点2 スポーツ活動を広げる環境づくりの推進

- 生涯にわたりスポーツを「する」「観る」「支える」、「かながわパラスポーツ」を推進し、誰もがそれぞれの興味・関心、目的、体力や年齢、自らの持つ運動機能等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる社会を実現するためには、スポーツ活動を広げる環境づくりが必要です。
- 県民の多様なスポーツへのニーズに対応するため、スポーツ環境の基盤となる「人材」の育成と「場」の充実や、県内スポーツ振興の拠点となる県立体育センターの再整備、総合型地域スポーツクラブの質的充実等、スポーツを支える環境整備に取り組みます。
- 障がい者スポーツの機会の提供や、理解の促進など、障がい者スポーツの推進に取り組むことで、障がいの有無にかかわらず、誰もがともに生きる社会の実現を目指します。
- オリンピック・パラリンピックを目指すトップアスリートの育成、優秀選手の表彰など、競技スポーツにおける競技力向上とアスリートの育成に取り組みます。



## 5 スポーツ活動の環境整備

### 【現状と課題】

- 県の2015（平成27）年度の「県民ニーズ調査」によると、「運動やスポーツに親しめる機会や場が身近に整っていること」について、「非常に重要である」、「重要である」と考えている県民の割合は56.5%と半数を超えているのに対して、「非常に満たされている」、「満たされている」と考えている県民の割合は、27.0%となっています。
- 県民のスポーツ活動を支える総合型地域スポーツクラブについては、市町村ごとの設置率は上がっているものの、認知度の低さ、財政基盤の弱さ、スポーツ指導者やクラブマネージャーの人材確保といった課題を抱えています。
- 県立スポーツ施設は老朽化等が課題になっており、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功や、生涯スポーツ社会の実現のためにも、再整備が必要です。

### 【施策の方向】

- 県民の誰もが、生涯を通じてスポーツを「する」「観る」「支える」など様々な形でスポーツ活動に親しむためには、その基盤としてスポーツを支える環境づくりが重要です。それぞれのスポーツ活動を満喫できるよう、目的やニーズに応じて、スポーツを支える環境整備を目指します。
- 県民の誰もが身近な場所でいつでも気軽に遊びやスポーツを行うことができるよう、スポーツ環境の基盤となる「人材」の育成と「場」の充実に取り組みます。
- 多様化する県民のニーズに対応し、安心・安全にスポーツを行うことができるよう、県立体育センターの再整備を行います。
- 地域のスポーツ活動を支える指導者やコーディネーター等、人材の育成や、地域課題解決に向けた取組みの推進を図るなど、地域コミュニティの中心となる総合型地域スポーツクラブの質的充実に取り組みます。
- 地域独自の文化・自然・環境・景観等の資源とスポーツを掛け合わせた地域活性化の実現につながるよう、スポーツを通じて地域を盛り上げる取組みを行います。
- スポーツの多様な価値を継続的に具現化していくために、スポーツ・インテグリティ<sup>5</sup>を高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に取り組みます。

施策の目標	地域におけるスポーツ活動の活性化を図ります
達成度の指標	県内総合型地域スポーツクラブの総会員数（累計） （参考値）29,938人（2015）
施策の目標	身近な場所にスポーツに親しめる環境づくりを図ります
達成度の指標	県民の「運動やスポーツに親しめる機会や場が身近に整っていること」の満足度 （参考値）27.0%（2015）

#### <sup>5</sup>スポーツにおけるインテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）

ドーピング、八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正がない状態であり、スポーツに携わる人が自らの規範意識に基づいて誠実に行動することにより実現されるものとして、国際的に重視されている概念です。

## 【主な取組み】

### ア スポーツ環境の基盤となる「人材」の育成と「場」の充実

---

- スポーツにかかわる多様な人材の育成と活躍の場の確保  
誰もがスポーツに親しめる環境づくりができるよう、スポーツを「する」人だけでなく、指導者、専門スタッフ、スポーツボランティア、サポーター、経営人材等、スポーツを「支える」多様な人材を育成します。
- 障がい者スポーツを支える人材の育成  
市町村やスポーツ関係団体と連携し、様々な障がい者スポーツに関する講習会を実施し、地域において活躍する障がい者スポーツ指導者や、障がい者スポーツサポーター等、障がい者スポーツを支える人材を育成します。
- スポーツ推進委員との連携の強化  
地域においてスポーツの価値を広め、地域スポーツの推進役となるスポーツ推進委員との連携を深め、レクリエーションスポーツ、障がい者スポーツ等の研修会の開催や情報提供など地域スポーツの推進を図ります。
- スポーツ功労者の表彰の実施  
長年にわたってスポーツの普及・奨励に尽力し、スポーツの推進に寄与した方や団体を表彰します。
- 県立学校体育施設や大学・企業等のスポーツ施設開放の推進  
県立学校の体育施設をより多くの県民が利用できるよう、施設の有効活用と的確な情報提供に取り組みます。  
また、県立学校だけでなく、県内の大学や、企業等にもスポーツ施設の開放に向けた働きかけを行います。
- 県立スポーツ施設の管理・運営方法の改善  
民間活力の活用などによって、利用者のニーズに応じた施設の管理・運営に努め、開所日の拡大や、手続きの簡素化等、サービスの向上に取り組みます。
- 県が管理するオープンスペースの有効活用  
自然公園における登山道や、身近で安全なウォーキングやサイクリングの場となり得る幅の広い歩道、自転車道等の整備に取り組みます。  
また、県営水道の配水池の上部等を利用したスポーツの場を整備し、提供します。
- 県内スポーツ施設の整備  
県民が安心してスポーツが楽しめるよう、施設等の安全性や機能の維持や、ルール改正等への対応など、時機に応じて県内スポーツ施設の整備に取り組みます。  
また、利用者が気持ち良く利用できる施設にするため、障がい者が気軽に利用できるようバリアフリーへの対応や、競技者だけでなく応援する方も快適に過ごせるような環境整備を行います。

### イ 体育センターの再整備

---

- スポーツ振興拠点としての整備  
老朽化が顕著になっている県立体育センターについて、すべての県民のスポーツ振興の拠点として、再整備を行います。
- 事前キャンプへの対応  
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプにも活用できるよう、2020（平成32）年3月の完成を目途に県立体育センターの再整備を進めます。

## ウ 地域コミュニティの中心となる総合型地域スポーツクラブの質的充実

---

- 総合型地域スポーツクラブの育成・支援  
市町村と連携し、身近にスポーツができる場としての総合型地域スポーツクラブの育成に取り組みます。  
また、総合型地域スポーツクラブへの定期的な巡回相談や、講習会での人材育成等、総合型地域スポーツクラブの支援に努めます。
- 総合型地域スポーツクラブの質的充実  
スポーツ関係団体と連携し、総合型地域スポーツクラブの自立的な運営を促進するため、地域課題解決に向けた取り組みを推進するなど、総合型地域スポーツクラブの質的な充実を促進します。
- 総合型地域スポーツクラブ等におけるスポーツ活動の機会提供（再掲）
- 地域におけるスポーツ活動の推奨（再掲）

## エ スポーツを通じて地域を盛り上げる取組み

---

- 豊かな自然環境を活かしたスポーツ体験教室の開催  
県内のスポーツ施設において、登山教室や、カヌー教室等、神奈川の豊かな自然環境を活かしたスポーツ体験教室を開催します。
- かながわシープロジェクトの推進  
「Feel SHONAN」をキャッチフレーズに、様々なマリンスポーツや美しいビーチなど、神奈川の「海」の魅力をパッケージにして発信していきます。
- スポーツツーリズムの促進  
スポーツを通じた地域活性化の一つとして、スポーツ大会やイベントの誘致・開催などとともに、スポーツを「する」「観る」だけでなく、スポーツを「支える」人々との交流を取り入れたツーリズムを促進します。
- スポーツ推進委員との連携の強化（再掲）

## オ スポーツ医・科学<sup>6</sup>の活用促進

---

- 大学、スポーツ関係団体や県医師会と連携したスポーツ医・科学の活用促進  
神奈川育ちのアスリートがスポーツの競技会において能力を最大限に発揮できるよう、大学、スポーツ関係団体や県医師会健康スポーツ医部会との連携を深め、アスリートや指導者に対し、スポーツ医・科学の活用促進などに取り組みます。
- スポーツ医・科学を活用した女性アスリートの支援  
女性特有のスポーツ障害を予防するため、スポーツ医・科学を活用し、成長期の女性アスリートや、指導者を対象とした女性アスリートの研修などに取り組みます。
- 栄養面でのサポートの推進  
大学と連携し、アスリートに対する栄養サポートなど、「スポーツ栄養」の考え方を取り入れた事業や、スポーツ関係団体と連携し、競技内容や体格、技量等に応じた栄養プログラムを提供する仕組みづくりに取り組みます。
- 体力測定と医事相談による3033運動の実践支援（再掲）

---

### <sup>6</sup>スポーツ医・科学

医学、歯学、生理学、心理学、力学その他のスポーツに関する諸科学をいいます。



## カ クリーンでフェアなスポーツの推進

---

- 安心してスポーツができる環境の整備  
スポーツにおける身体的・精神的暴力行為の根絶や、あらゆるハラスメントの防止など、県民の誰もが安心してスポーツを楽しむことができるよう、指導者の研修等に取り組みます。
- ドーピング防止活動の支援  
国民体育大会に参加する本県のアスリートに対し、ドーピング防止に関する指導やメディカルチェックなど、ドーピング防止活動の支援に取り組みます。
- 県民へのオリンピック・パラリンピックの意義の理解促進  
県民を対象としたイベントなどにおいて、オリンピック・パラリンピアン等の講演の実施や派遣などに取り組み、オリンピック・パラリンピックの意義を県民に広く伝えていきます。

## 関連する取組み

---

- スポーツを通じた健康増進施策の推進  
スポーツを通じた健康増進に関する取組みを推進するため、企業、スポーツ関係団体、健康関連団体等との連携・協働を図り、地域住民の多様なニーズに対応できる仕組みを構築します。  
また、大学と連携し、スポーツ医・科学を活用した健康増進への取組みを推進します。
- スポーツ関係団体との連携強化  
スポーツ関係団体との連携強化を図り、全県的なスポーツの推進に取り組みます。
- スポーツの情報収集及び情報発信  
スポーツ関係団体と連携を密にし、互いにスポーツの情報を共有し合うとともに、そこで得た情報をメディアやSNSを通じて県民に広く発信することで、スポーツ情報の周知を図ります。
- アスリートとの連携によるスポーツ体験教室の実施（再掲）
- 県民スポーツ月間の設定（再掲）

### 施設整備の考え方

県立のスポーツ施設は、トップアスリートからスポーツに親しむ人まで、多くの県民の皆様が気持ち良く利用していただけるよう、施設や設備の適切な整備・充実に努めていく必要があります。

スポーツの施設整備については、次の視点を考慮します。

- ①安心してスポーツが楽しめるよう、施設等の安全性や機能を維持すること
- ②競技力の向上やルール改正等に対応できるよう、時機に応じた更新をすること
- ③障がい者が気軽に利用できるよう、バリアフリーに対応すること
- ④競技者が最高のパフォーマンスを発揮するとともに、応援する方々も快適に競技を観戦できるよう、屋内競技施設の空調設備等、環境を整えること

これらの視点から、施設の利用者、利用状況、老朽化の度合い等、様々な面を総合的に判断し、計画的に整備を進めていく必要があります。

そこで、県としては、競技団体や利用者の方々の御意見を伺いながら、整備・充実が必要な施設等とその内容、時期などの具体的な検討を行い、県民の皆様が安心してスポーツを楽しめる施設等の整備・充実に努めます。

## 6 障がい者スポーツの推進

### 【現状と課題】

- 文部科学省委託事業「地域における障害者スポーツ普及促進事業報告書」によると、成人の障がい者の週1日以上  
のスポーツ実施率は19.2%で、成人一般の40.4%と比べ、半分以下となっている上に、1年間スポーツを行っていない  
障がい者は7～19歳で41.9%、成人で60.2%と高く、子どもの頃からスポーツに親しめていないことがわかりま  
す。
- 障がい者のスポーツについて、障がいの種類や程度に応じた配慮が求められるとともに、障がい者スポーツ団体と  
の更なる連携や、スポーツイベントや大会の開催、障がい者スポーツの指導者養成、障がい者が利用しやすいスポ  
ーツ施設の整備など、スポーツに親しみやすい環境づくりが重要です。
- 障がい者スポーツの統括団体、中央競技団体の組織については、事務所、事務局員、組織や資金等、組織運営の基  
盤が健常者の団体に比べて脆弱であり、アスリートの発掘・育成のために必要なスポーツ指導者や専門スタッフ等が  
十分確保されていないことが課題となっています。

### 【施策の方向】

- 多くの障がい者がスポーツに関心を持ち、自らの興味・関心・適性等に応じて日常的にスポーツに親しみ、スポ  
ーツを楽しむことのできる社会を目指します。
- 障がい者が自らの障がいの種類や程度に応じて、様々なスポーツに気軽に取り組むことができるよう、障がい者ス  
ポーツを支える人材の育成・活用や、障がい者スポーツ団体との連携、総合型地域スポーツクラブや学校施設等を活  
用した障がい者のスポーツ活動の場づくりに取り組み、障がい者がスポーツをする機会の拡大を図ります。
- 障がい者スポーツの普及・啓発イベントなどを通じて、県民の障がい者スポーツに対する関心を高め、障がいのあ  
る人と障がいのない人が一緒にスポーツを楽しむ場を作るなど、障がい者スポーツに対する理解促進を図るとともに、  
ともに生きる社会の実現につながるよう努めます。

施策の目標	障がい者がスポーツに親しむ機会の拡大を図ります
達成度の指標	県障がい者スポーツ大会参加者数 (参考値) 1,321人 (2016)
施策の目標	障がい者がスポーツに参加しやすい環境づくりを図ります
達成度の指標	障がい者スポーツサポーター養成数 (参考値) 139人 (2016)



## 【主な取組み】

### ア 障がい者スポーツの機会拡大

---

- 総合型地域スポーツクラブや学校施設等の活用  
総合型地域スポーツクラブにおける障がい者の受入れを拡大したり、特別支援学校等の学校施設を障がい者のスポーツ活動の場として活用することなどにより、障がい者が身近な地域でスポーツに親しむ場を作ります。
- 障がい者スポーツ関係団体との連携・協働の推進  
神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会や、公益財団法人神奈川県身体障害者連合会、障がい者スポーツ団体等の関係団体との連携・協働を推進します。
- パラリンピアン育成・支援  
東京2020パラリンピック競技大会に向けて神奈川県育ちのアスリートが活躍できるよう有望なアスリートの育成・強化と指導者の育成を支援します。  
また、パラリンピック競技の普及や、選手の発掘を目的とした競技イベントを開催します。
- 競技活動の場の提供  
スポーツを通じて障がい者の健康の保持や体力の増進、活発な精神活動の促進、競技力の向上を図るため、県障がい者スポーツ大会を開催します。  
また、この大会で優秀な成績を収めた選手や、地域で積極的に障がい者スポーツに取り組んでいる選手を全国障害者スポーツ大会へ派遣します。
- 障がい者スポーツを支える人材の育成（再掲）

### イ 障がい者スポーツの理解促進

---

- 「かながわパラスポーツ」普及イベントの実施  
パラリンピアンによる講演や、パラリンピック競技をはじめとしたパラスポーツの体験等を内容としたイベントを開催し、すべての人が自分の運動機能を活かして楽しみながらスポーツを「する」「観る」「支える」、「かながわパラスポーツ」の普及を図ります。
- 障がい者スポーツの普及促進  
市町村や企業等と連携し、「かながわパラスポーツ」の体験会の実施などを通じて、障がい者スポーツの普及促進に取り組めます。
- 学校における「かながわパラスポーツ」の普及（再掲）



# 7 アスリートの育成

## 【現状と課題】

- 本県の国民体育大会の成績を見ると、1998（平成10）年の「かながわ・ゆめ国体」以降、2016（平成28）年の「希望郷いわて国体」までの19大会で18回入賞するなど、本県の競技力の水準は高いと言えます。しかし、競技ごとに個別の課題があるため、一律の対応だけではなく、それぞれに競技力向上対策方針を定め、競技力の水準を高く保つことが必要です。
- スポーツの裾野の拡大、各競技における全体的な競技力の向上、トップアスリートの育成は、それぞれに連携し合うことによって本県のスポーツ推進に大きく寄与するため、若手アスリートの育成や、高等学校、大学卒業後の競技スポーツの継続、現役引退後の地域での活躍など、スポーツキャリア全体を見通したアスリートの育成の機会や場を設けることにより、人材の好循環を生み出す体制が必要です。
- 県全体の競技水準を高めていくために、県内のスポーツ関係団体との連携により、指導者やスポーツ経営人材なども含めた人材の育成・確保を図ることも重要です。

## 【施策の方向】

- 国民体育大会をはじめとする全国大会や、オリンピック・パラリンピックなどの国際大会における神奈川育ちのアスリートの活躍は、県民に誇りと喜び、夢と希望を与え、スポーツへの関心を高めるものです。そのためにも、それぞれの競技における競技力向上と、トップアスリートの育成を図ります。
- 学校の運動部活動や地域のスポーツクラブなど身近なところでアスリートの能力が還元され、そこから新たなアスリートが生まれるような人材の好循環を作る環境づくりを目指すとともに、各競技団体や地域におけるスポーツ関係団体等と連携・協働し、競技水準の向上に取り組めます。
- スポーツ関係団体や強化・研究関係機関、地域等と連携し、指導者など人材の育成を図り、トップアスリートの育成・強化に取り組めます。

施策の目標	競技水準の向上を図ります
達成度の指標	国民体育大会総合順位・総合得点 (参考値) 8位・1520点 (2016)
施策の目標	トップアスリートの育成を図ります
達成度の指標	神奈川育ちのオリンピックの人数 (参考値) 29人 (2016)



## 【主な取組み】

### ア 競技力の向上

---

- 国民体育大会へのコーチ、トレーナー等の派遣支援  
国民体育大会へコーチ、トレーナー等スタッフを派遣し、本県のアスリートの活躍を支援します。
- 地域スポーツとアスリートの連携推進  
優秀な選手や指導者がその能力を生かし、将来地域で活躍できるよう、人材の好循環のきっかけとなる地域スポーツと神奈川育ちのアスリートとの連携を支援・推進します。
- スポーツ優秀選手の表彰の実施  
本県の競技力向上を図るため、スポーツの競技大会において優秀な成績を取め、本県のスポーツの水準の向上に功績のあった個人や団体を表彰します。
- ジュニア世代を対象とした競技力向上の機会提供（再掲）
- 大学、スポーツ関係団体や県医師会と連携したスポーツ医・科学の活用促進（再掲）
- 競技活動の場の提供（再掲）

### イ トップアスリートの育成

---

- 東京2020オリンピック競技大会に向けたトップアスリートの育成・支援  
東京2020オリンピック競技大会において、神奈川育ちのアスリートが活躍できるように、有望なアスリートの育成・強化と指導者の育成を支援します。
- 全国レベルで活躍するトップアスリートの育成・強化  
スポーツ関係団体と連携し、ジュニア期から計画的・効率的に一貫した指導体制により、全国レベルで活躍するトップアスリートの育成や強化に取り組みます。
- トップアスリートのキャリア形成の支援  
スポーツ関係団体と連携し、トップアスリートのキャリア形成支援として、就職支援のための企業説明会を開催し、企業と現役トップアスリートをマッチングするなど、企業等での就業促進を支援します。
- パラリンピアン育成・支援（再掲）

### 関連する取組み

---

- 第73回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会に向けた取組み  
2018（平成30）年に行われる国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会の本県開催に向けて、関係機関と連携しながら、県内での機運を高めるとともに、大会を成功させるよう準備を進めます。
- 県内中学校・高等学校における部活動活性化（再掲）
- アスリートとの連携によるスポーツ体験教室の実施（再掲）



## 視点3 オリンピック・パラリンピックなどを盛り上げていく取組み

- 2020（平成32）年に東京で56年ぶりのオリンピック・パラリンピックが開催されることが決まり、日に日に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への国民の期待が高まりつつあります。さらに本県でも東京2020オリンピック競技大会のセーリング競技が江の島で開催されるなど、大きな注目を集めています。
- これを契機に、神奈川の多彩な魅力を世界に発信するとともに、オリンピックムーブメント<sup>7</sup>やパラリンピックムーブメント<sup>8</sup>を全県的に推進し、オリンピック、パラリンピックはもとより、県民にとって最高の大会となるよう、大会を盛り上げていく取組みを推進します。
- また、ラグビーワールドカップ2019™でも神奈川県・横浜市が決勝戦の会場に決まったほか、2018（平成30）年に第73回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会、2021（平成33）年に全国健康福祉祭（ねんりんピック）が本県で開催されます。東京2020オリンピック競技大会をはじめとする、こうした大規模イベントを成功させるため、関係機関と協力しながら準備を進め、大会の機運を醸成するとともに、単に一過性のものとして終わらせず、一つの契機として未来につながるスポーツ活動の推進に挑戦し続け、その成果をレガシーとして後世に継承していきます。

### <sup>7</sup>オリンピックムーブメント

国際オリンピック委員会（IOC）によると、オリンピックムーブメントとは、オリンピズムの価値に鼓舞された個人と団体による、協調の取れた組織的、普遍的、恒久的活動のことをいいます。（オリンピック憲章オリンピズムの根本原則第3項抜粋）

### <sup>8</sup>パラリンピックムーブメント

国際パラリンピック委員会（IPC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）によると、パラリンピックムーブメントとは、パラリンピックスポーツを通じて発信される価値やその意義を通して世の中の人に気付きを与え、より良い社会を作るための社会変革を起こそうとするあらゆる活動のことをいいます。



## 8 大会成功に向けた開催準備

### 【現状と課題】

- 東京2020オリンピック競技大会のセーリング競技が江の島で開催されるなど、神奈川にオリンピックがやってきます。世界中が注目するスポーツの祭典の開催を契機に、オリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進し、県民にとって最高の大会となるよう、神奈川での開催を成功させることが重要です。
- また、2015（平成27）年9月、オリンピック、FIFAサッカーワールドカップに次ぐ、世界3大スポーツ祭典と呼ばれているラグビーワールドカップ™の決勝戦が神奈川県・横浜市で開催されることが決まりました。本大会における外国人来訪者は全国で数十万人に上ると予想されており、大会成功に向け綿密な開催準備が必要です。

### 【施策の方向】

- 大会関係者との緊密な情報連携を図りながら、市町村やスポーツ関係団体と一体となり、大会の運営をサポートする様々な取組みを通じて、ラグビーワールドカップ2019™や、東京2020オリンピック競技大会のセーリング競技等、大規模イベントの成功を目指します。
- 大会の成功に向けて、市町村やスポーツ関係団体と連携したイベントを実施するなど、ラグビーやセーリング競技の普及・啓発を推進し、県民の興味・関心を喚起し、大会の機運の醸成を図ります。
- ラグビーワールドカップ2019™の成功に向けて、横浜市をはじめとする関係機関と連携し、大会の開催準備と機運の醸成に取り組みます。
- 江の島で行われる東京2020オリンピック競技大会のセーリング競技の成功に向けて、関係機関と連携し、大会の開催準備と機運の醸成に取り組みます。
- 東京2020オリンピック競技大会において、横浜スタジアムで開催される野球／ソフトボール競技及び横浜国際総合競技場で開催されるサッカー競技を成功させるため、横浜市と協力しながら開催準備に取り組みます。

施策の目標	ラグビーワールドカップ2019™へ向けて機運の醸成を図ります
達成度の指標	ラグビーワールドカップ2019™普及啓発イベント参加者数 (参考値) 9,211人 (2015)
施策の目標	東京2020オリンピック競技大会へ向けて機運の醸成を図ります
達成度の指標	東京2020オリンピック競技大会セーリング競技等普及啓発イベント参加者数 (参考値) 6,000人 (2016)





## 【主な取組み】

### ア ラグビーワールドカップ2019™に向けた取組み

---

- 大会運営に関する取組み  
ラグビーワールドカップ2019™の横浜開催を成功させるため、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会が行う大会の準備に係る費用の一部を、開催都市分担金などとして支出するとともに、応分の人的支援をします。
- 大会に向けた機運の醸成  
県内の学校の教員を対象としたラグビー研修会の実施や、ラグビーワールドカップ2019™を開催する都市同士の交流、プロモーション動画の作成・放映等、横浜市と連携してラグビーの普及・啓発に取り組みます。  
また、市町村と連携したイベントの実施・支援、社会人ラグビーチームを持つ企業と連携した観戦ツアーの実施など、県内の市町村や企業、大学等と連携して普及・啓発に取り組みます。

### イ 東京2020大会・セーリング競技などに向けた取組み

---

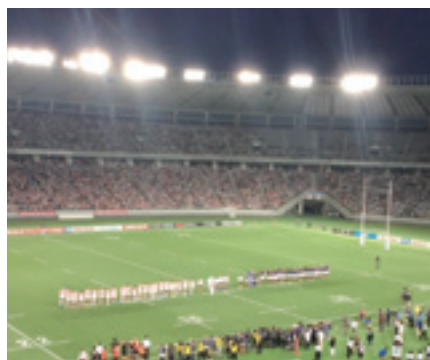
- 江の島（湘南港）開催に向けた整備  
神奈川県会場プラン（調整素案）を基に公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と調整を進め、セーリング競技の開催に必要な港湾施設の整備・改修を行います。
- 大会に向けた機運の醸成  
東京2020オリンピック競技大会のセーリング競技成功に向け、作成したロゴマーク、ポスター、のぼり及びイメージ動画を活用し、セーリングの認知拡大を図ります。  
また、子どもや障がい者を対象にしたセーリングに親しめるイベントなどを実施し、セーリングの普及・啓発に取り組みます。
- 神奈川県選手を中心とした日本人選手への支援  
国際大会（ワールドカップなど）の江の島開催に協力し、地元と一丸となって盛り上げ、セーリング人気向上を図るとともに、日本人選手が海外の有力選手と同じ場所で、練習や試合を行う機会を増やすことなどにより、日本人選手の競技力向上を図ります。
- 東京2020オリンピック競技大会における本県開催のその他の競技に向けた取組み  
野球／ソフトボール競技及びサッカー競技に向けた開催準備等を、横浜市と連携して取り組みます。



### 関連する取組み

---

- 第34回全国健康福祉祭（ねんりんピック）に向けた取組み（再掲）
- 第73回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会に向けた取組み（再掲）



## 9 大会を契機としたスポーツの普及推進

### 【現状と課題】

- オリンピック・パラリンピックは、世界最大のスポーツの祭典であり、様々な分野への波及力を持っているため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、日本と世界にポジティブなレガシーを創出する、大きな転換点となることが期待されています。
- 日本財団パラリンピック研究会の「国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心調査結果報告」によると、パラリンピックの認知度は2014（平成26）年時点の調査で、98.2%に至っているものの、実際に観戦経験のある人は4.7%と少なく、パラリンピックに向けたムーブメントと結びつけ、課題解決を進めるためのアプローチを展開することが必要です。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や、ラグビーワールドカップ2019™等の大規模大会が本県で開催されることは、県民に夢と感動を与え、スポーツへの関心を喚起するなど、非常に大きな価値があります。こうした大会を、単なる一過性のイベントとするのではなく、スポーツの普及推進につなげていく必要があります。

### 【施策の方向】

- オリンピック・パラリンピックは、フェアプレー精神や向上心など、多様な価値観を学ぶ良い機会となるため、オリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進し、オリンピック・パラリンピック精神を社会全体に広く普及することを目指します。
- パラリンピアンが持てる運動機能を最大限発揮し努力する姿は多くの人々の心を動かすことから、パラリンピック大会を盛り上げ、障がい者スポーツの推進を図るとともに、年齢、障がい等を越えてすべての人がスポーツに親しみ、楽しむ社会を目指します。
- 県民がオリンピック・パラリンピックへの理解を深め、多くの人々が東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に参画することで、大会を身近に感じ、大会が盛り上がるよう取り組みます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機としたスポーツ施設の再整備や、競技力の向上、生涯にわたるスポーツ活動の推進など、大会後にもつながる有形無形のレガシーの創出に取り組み、次の世代へとその価値が継承されることを目指します。

施策の目標	大会を契機として誰もがスポーツを「する」「観る」「支える」機会の拡大を図ります
達成度の指標	かながわパラスポーツフェスタ参加者数 (参考値) 2,500人 (2016)
施策の目標	レガシーの創出を図ります
達成度の指標	成人の週1回以上のスポーツ実施率 (参考値) 42.2% (2015)

## 【主な取組み】

### ア 大会を身近に感じられる取組み

---

- 事前キャンプの誘致  
ラグビーワールドカップ2019™に係る事前キャンプを誘致するほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に係る各国・地域の事前キャンプを県内市町村と誘致するとともに、国のホストタウン制度を活用し、各国・地域の選手等と地域住民との交流に取り組みます。
- 大会ボランティアの参加促進  
ラグビーワールドカップ2019™及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の組織委員会が組織する大会ボランティアへの参加促進等に向けた取組みに協力します。
- 学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進（再掲）
- 学校における「かながわパラスポーツ」の普及（再掲）
- 県民へのオリンピック・パラリンピックの意義の理解促進（再掲）
- 「かながわパラスポーツ」普及イベントの実施（再掲）
- 大会に向けた機運の醸成（再掲）

### イ レガシーの創出

---

- 公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）と連携したスポーツ推進  
公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）と連携し、スポーツを通じた人づくりなどを行うための仕組みであるパートナー都市協定の締結に向けた準備を進めるとともに、協定締結後はこの仕組みを活用し、オリンピック教育を含めたオリンピックムーブメント事業の展開など、スポーツの推進事業を実施します。
- 体育センターの再整備（再掲）
- パラリンピアン育成・支援（再掲）
- 東京2020オリンピック競技大会に向けたトップアスリートの育成・支援（再掲）
- 江の島（湘南港）開催に向けた整備（再掲）
- 生涯にわたるスポーツの推進  
県民の心身の健全な発達や、健康で明るく豊かな生活、活力ある地域社会を実現するため、県民の誰もが生涯にわたりスポーツに親しめるよう取り組みます。

#### ホストタウン制度

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の参加国・地域と全国の地方公共団体とが人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、スポーツ立国・共生社会の実現、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、政府全体で推進している取組みです。

### 3 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

---

#### (1) 計画の広報活動の推進

計画の基本目標である、誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現のため、計画の内容を県民や、市町村、スポーツ関係団体、企業等にわかりやすく簡潔に伝えていき、スポーツの価値を普及・啓発していくことが重要です。

このため、スポーツに携わるすべての人々が、計画の理念を共有し、具体的内容を理解できるよう、様々な機会を活用して周知を継続していきます。また、多様なメディアを活用して県民に直接発信するとともに、スポーツを通じてすべての人々が結びつき、実践につながるような広報活動を行います。

#### (2) 計画の進捗状況の定期的な検証と計画の見直し

本計画を実施し、生涯スポーツ社会を実現するためには、計画の進捗状況について不断の検証を行い必要な施策を講じるとともに、検証の結果を次期計画の策定における改善に着実に反映させることが重要です。

計画の評価方法として、施策の目標、達成度の指標に基づき、年度ごとに進行管理を行うとともに、当面取り組む施策の目標年度である2020（平成32）年度には、総合的な評価を行う予定です。

計画が未達成の場合には、その原因を客観的に検証するとともに、計画内容の見直しに当たっては、内外の社会情勢やスポーツ界の変化を踏まえ、着実かつ効果的な改善方策を検討することとします。



# V 資料

## 1 計画の策定経過

策定の経過 ・手続き		神奈川県 教育委員会	神奈川県スポーツ 推進審議会	神奈川県議会	市町村 関係団体等	県民意見募集等
平成 27 年度	策定方針		11月 第9回審議会			
	骨子案		3月 第10回審議会	6月 第2回定例会		
平成 28 年度	素案	9月 委員協議会	8月 第11回審議会	9月 第3回定例会	8月 意見募集  10月 意見募集	9月～10月 県民意見募集 (パブリック・コメント)
	修正素案	12月 委員協議会	11月 第12回審議会	12月 第3回定例会		11月 対話の広場
	最終案	2月 委員協議会  3月 委員会	1月 第13回審議会  2月 答申	2月 第1回定例会	1月 意見募集	1月 県民意見 結果の公表
平成29年3月 神奈川県スポーツ推進計画 策定						

## 2 神奈川県スポーツ推進条例（平成29年3月28日条例第3号）

---

### （目的）

第1条 この条例は、スポーツの推進について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、もって県民の心身の健全な発達、健康で明るく豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ 心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動（レクリエーションとして行われる身体活動、ウォーキングその他の軽度の身体活動を含む。）をいう。
- (2) スポーツ団体 スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。

### （基本理念）

第3条 スポーツは、県民の誰もが生涯にわたり自主的かつ自律的にその適性、運動機能及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨とし、県民がその関心、目的等に応じ、スポーツを観覧し、及び支えることができるよう配慮をしつつ、推進されなければならない。

- 2 スポーツの推進に関する施策は、スポーツが心身の成長の過程にある子どもにとって生涯にわたる健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎となるよう、市町村、学校等と連携し、講ぜられなければならない。
- 3 スポーツの推進に関する施策は、県民が地域において主体的に協働することで身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流及び地域間の交流が促進されるよう講ぜられなければならない。
- 4 スポーツの推進に関する施策は、スポーツを行う者の安全の確保が図られるよう講ぜられなければならない。
- 5 スポーツの推進に関する施策は、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じた適切な配慮の下に、講ぜられなければならない。
- 6 スポーツの推進に関する施策は、県内のスポーツ選手の競技力の向上が効果的に図られるよう講ぜられなければならない。
- 7 スポーツの推進に関する施策は、スポーツが県民の誰もがともに生きる社会の実現に資するものであるとの認識の下に、講ぜられなければならない。
- 8 スポーツの推進に関する施策は、スポーツが未病の改善（心身の状態をより健康な状態に近づけることをいう。）に資するものであるとの認識の下に、講ぜられなければならない。

### （県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、地域におけるスポーツの推進に関して、市町村が果たす役割の重要性に鑑み、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村相互の連携を支援するものとする。
- 3 県は、県民、学校、スポーツ団体及び事業者と連携し、及び協働することにより、スポーツの推進に関する施策の効果的な推進に努めるものとする。

### （推進計画）

第5条 知事は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本県の実情及び特色を踏まえたスポーツの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。



2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) スポーツの推進に関する施策の長期的な目標

(2) スポーツの推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ神奈川県スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### **(かながわパラスポーツの普及)**

第6条 県は、かながわパラスポーツ（県民がそれぞれの関心、目的、体力、年齢、運動機能及び健康状態に応じて、生涯にわたり楽しみながらスポーツを行い、観覧し、及び支えることをいう。以下同じ。）に関する行事の実施その他かながわパラスポーツの普及に関し必要な施策を講ずるものとする。

#### **(子どものスポーツの推進)**

第7条 県は、自立心、向上心及び他者を尊重し協同する精神の涵(かん)養、公正さ及び規律を尊ぶ態度の育成その他の子どもの心身の健全な発達及び体力の向上が図られるよう、市町村、学校、スポーツ団体、家庭及び地域社会と連携し、学校における体育及び運動部活動等の充実に向けた教員等の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の活用その他の子どものスポーツの推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

#### **(地域におけるスポーツの推進)**

第8条 県は、県民が地域において身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブ（住民が主体的に運営するスポーツ団体をいう。）及び地域におけるスポーツを支える人材の育成、スポーツの場の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **(自然環境を活用したスポーツの推進)**

第9条 県は、神奈川の花、山、川、湖等の豊かな自然環境の保全に留意しつつ、これを活用したスポーツを推進するために必要な施策を講ずるものとする。

#### **(安心してスポーツができる環境の整備)**

第10条 県は、県民が安心してスポーツを行うことができるよう、スポーツにおける暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）を防止し、並びにスポーツ事故その他スポーツによって生ずる外傷、障害等の防止及び軽減を図ることとし、スポーツの指導者等の研修の実施、スポーツにおける安全の確保に関する知識及びスポーツ医科学（医学、歯学、生理学、心理学、力学その他のスポーツに関する諸科学をいう。以下同じ。）の知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **(障害者のスポーツの推進)**

第11条 県は、市町村、スポーツ団体等と協力し、障害者がスポーツに参加する機会の提供、障害者のスポーツを支える人材の育成、障害者のスポーツについての理解の促進その他の障害者のスポーツの推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

#### **(競技力の向上)**

第12条 県は、県内のスポーツ選手がスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツ選手、スポーツの指導者及びスポーツ団体の計画的な育成、スポーツ医科学の活用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **(拠点施設の整備等)**

第13条 県は、県民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるようにするとともに、障害者のスポーツの推進及び競技力の向上を図るため、拠点となるスポーツ施設の整備及び管理、運用その他の必要な施策を講ずるものとする。



**(県民スポーツ月間)**

- 第14条 県は、県民がスポーツに親しみ、スポーツに対する関心及び理解を深めることを目的として、県民スポーツ月間を設ける。
- 2 県民スポーツ月間は、10月とする。
  - 3 県は、県民スポーツ月間には、その趣旨にふさわしい活動を実施し、県民による主体的な取組を促進するよう努めるものとする。

**(顕彰)**

第15条 県は、スポーツで優秀な成績を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

**(調査研究及び情報提供)**

第16条 県は、スポーツに関する調査研究を行うとともに、広く県民に対する情報提供を行うものとする。

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に定められる推進計画については、第5条第3項の規定により神奈川県スポーツ推進審議会の意見を聴いたものとみなす。
- 3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 3 かながわパラスポーツ推進宣言

～ パラリンピアンから学ぼう！ ～

#### 「かながわパラスポーツ推進宣言」

世界の舞台で活躍するパラリンピアンは、自分の運動機能を限界まで鍛えて、最大限の力を発揮できるように創意工夫し、動く部分をもっと動かせるように努力しています。

誰も、高齢者になれば、どこかの身体機能が衰えていきますので、自分の機能を使ってスポーツをしているパラリンピアンから学ぶノウハウはたくさんあります。

みんなでパラリンピアンから学び、年齢、障がいなどによって異なる一人ひとりの運動機能を活かして、すべての人がスポーツをすること、それを観ること、支えることは、とても大切なことです。

それは心身をより健康な状態に近づけ、「未病を改善する」ことにもつながります。

そこで、神奈川県ではパラスポーツを「障がいのある人がするスポーツ」という考え方から一歩進め、「すべての人が自分の運動機能を活かして同じように楽しみながらスポーツをする、観る、支えること＝『かながわパラスポーツ』」と捉え、3つの取組を推進します。

#### 1 パラリンピアンから学びます

パラリンピアンが自身の運動機能の限界に挑む姿から、体を動かすノウハウや創意工夫、諦めない心、できるようになる喜びを学びます。

#### 2 「かながわパラスポーツ」を実践します

年齢、障がいなどを越えてスポーツをする喜びや、仲間ができる楽しみを実感できるよう「かながわパラスポーツ」を実践します。

#### 3 パラリンピック競技大会を盛り上げます

「かながわパラスポーツ」を実践することで、2020年に東京で開催されるパラリンピック競技大会を神奈川から盛り上げていきます。

## 4 ともに生きる社会 かながわ憲章

津久井やまゆり園事件  
この悲しみを力に、  
ともに生きる社会を実現します

平成28年7月26日、障害者支援施設である  
県立「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生しました。  
このような事件が二度と繰り返されないよう、  
私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、  
ともに生きる社会の実現をめざし、  
ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。

翔子

題字「ともに生きる」  
ダウン症の女流書家 金澤翔子

本県の取り組みや金澤翔子さんの席上揮毫の動画などは、  
こちらから [「ともに生きる社会かながわ」](#)

この憲章は神奈川県と神奈川県議会が共同して策定したものです。

問い合わせ先 神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課 電話 045-210-4703 FAX 045-201-2051

ともに生きる社会  
かながわ憲章

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、  
すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく  
暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げる  
あらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、  
県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日 神奈川県



神奈川県

KANAGAWA





神奈川県

スポーツ局スポーツ課 健康・生涯スポーツグループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話(045)285-0796(直通) FAX(045)663-0113